

令和6(2024)年度
自己点検評価報告書

情報経営イノベーション専門職大学

はじめに

学校法人電子学園の建学の精神は、「電子技術を核とした創造性豊かな技術者の育成を通して世界に貢献する」であり、昭和 26(1951)年学園創設当初より、実践的な技術者の養成を通して国際社会に貢献することが、本学園の使命として脈々と受け継がれてきている。永きにわたる電子学園の専門職業人養成の実績と、我が国の実践的な専門職業人の養成を目的とする専門職大学制度の発足を受け、令和 2(2020)年 4 月、情報経営イノベーション専門職大学は開学した。

令和 2(2020)年度の開学以来、「学部の目的」を達成するために設置計画に定めたディプロマ・ポリシー（「学位授与方針」）、カリキュラム・ポリシー（「教育課程の編成・実施方針」）、アドミッション・ポリシー（「学生の受入れ方針」）の 3 つのポリシーに則り、運営を行い、毎年度「課題の策定」「課題への取り組み」「取り組み結果の検証・評価」「さらなる改善策の検討」いわゆる PDCA サイクルのプロセスを「自己点検評価委員会」を中心に各部署における具体的な取り組みとして「自己点検評価報告書」として取り纏め、公表してきた。

令和 6(2024)年度においては、分野別認証評価の受審の年であり、令和 8(2026)年度に機関別認証評価の受審を控えていることから、「大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）第 IV 期評価基準に沿った自己評価」として取りまとめた。また、「情報経営イノベーション専門職大学中期計画(2020-2025)」の最終年度前年としての準備を意識した課題と、外部評価において指摘された課題についても、それぞれ一つの項目として、取り組み状況を新たに「自己点検評価報告書」に取りまとめた。

全教職員の協力のもとで、課された多くの課題への真摯な取り組みに感謝の意を含めて本報告書をもって報告するものである。

なお、令和 7(2025)年度を見据えた教育課程における課題の改善、充実、そのための教員体制の充実に向けた取り組み、事務・委員会組織の刷新など、様々な布石を打ってきた。一方「退学防止」など、継続して取り組むべき課題も浮き彫りになっている。

令和 8(2026)年度の機関別認証評価を控え、本報告書を新たな起点として、さらなる質の向上を目指して努力する所存である。

令和 7(2025)年 5 月 31 日
自己点検評価委員会
委員長 古賀 稔邦

【本報告書の構成】

令和 6(2024)年度の自己点検評価項目は財団法人日本高等教育評価機構による第Ⅲ期の大学機関別認証評価基準に準拠して実施したが、令和 7(2025)年度から第Ⅳ期の大学機関別認証評価基準が適用となるため、本報告書は第Ⅳ期の大学機関別認証評価基準に準拠し、令和 6(2024)年度の報告は第Ⅲ期の基準と同一のものはそのまま記載し、変更となっている基準については内容的に同等もしくは類似する項目に整理している。

また、第Ⅲ期のみで第Ⅳ期には廃止されているものについては、そのまま第Ⅲ期の基準に準拠する旨を併記している。

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	6
II. 沿革	6
III. 大学機関別認証評価(日本高等教育評価機構)第IV期評価基準に沿った自己評価	
基準1. 使命・目的	
基準項目1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	7
基準2. 内部質保証	
基準項目2-1. 内部質保証の組織体制	11
基準項目2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	12
基準項目2-3. 内部質保証の機能性	15
基準3. 学生	
基準項目3-1. 学生の受入れ	18
基準項目3-2. 学修支援	20
基準項目3-3. キャリア支援	24
基準項目3-4. 学生サービス	26
基準項目3-5. 学修環境の整備	29
基準4. 教育課程	
基準項目4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	32
基準項目4-2. 教育課程及び教授方法	34
基準項目4-3. 学修成果の把握・評価	43
基準5. 教員・職員	
基準項目5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	45
基準項目5-2. 教員の配置	49
基準項目5-3. 教員・職員の研修・職能開発	50
基準項目5-4. 研究支援	52
基準6. 経営・管理と財務	
基準項目6-1. 経営の規律と誠実性	54
基準項目6-2. 理事会の機能	56
基準項目6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	59
基準項目6-4. 財務基盤と収支	65
基準項目6-5. 会計	66
IV. 中期計画(2020~2025年度)の進捗状況	67
V. 外部評価課題への対応	74

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

【教育理念】

「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する。」

「変化を楽しみ」という言葉に込めた思いとしては、第4次産業革命に代表されるように、今後の社会の変化はスピードを上げ大きくなるものと想定されることから、その変化をいち早く正しく予見するとともに、変化を恐れずに良い兆しとしてポジティブに捉えることを意図している。

また、変化の激しい社会では、学んだ知識・スキルは、すぐに役立たなくなることが想定される。

生涯に亘って常に自ら学ぶことで新たな知識・スキルを身に付け続ける人材を育成することが重要である。本学の4年間で、情報通信技術と経営に関する知識・スキルを活用し、国際社会と地域社会でイノベーションを起こす、即ち革新を創造する能力を身に付ける教育を目指す。

【教育の目的】

「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。

少子高齢化に伴い人口が減少する日本、そして生産年齢人口が激減する中、日本人の18歳人口だけでなく、学び直しが必要な社会人や留学生までを含め、多様な人を対象として高い付加価値を創造し革新を生み出す能力を育成することが期待されていることから以下の教育の目的を掲げる。

【情報経営イノベーション学部の目的】

情報経営イノベーション学部は、変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的とする。

II. 沿革

1951年 - 社団法人ラジオ技術協会設立。日本ラジオ技術学校設立

1953年 - 日本ラジオ技術学校を日本高等ラジオ技術学校と改称

1961年 - 日本高等ラジオ技術学校を日本電子専門学校と改称

1963年 - 学校法人電子学園として認可

1976年 - 日本電子専門学校が専門学校（専修学校専門課程）として認可

2019年11月 - 「情報経営イノベーション専門職大学」（情報経営イノベーション学部・情報経営イノベーション学科）として設置認可

2020年4月 - 開学

III. 大学機関別認証評価(日本高等教育評価機構)第IV期評価基準に沿った自己評価

基準1. 使命・目的

基準項目1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価の視点(1) 学内外への周知

留意点① 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。(第III期留意点)

計画: 使命・目的及び教育目的を全体会議や情報の公表を通じて学内外への周知するよう求める。

教育理念、人材養成の目的及び学部の目的は、本学Webサイトの「情報の公表」のページに掲載するとともに、学生に配付する「学生便覧」に明記している。教職員には「教職員全体会議」で説明し、学生にはオリエンテーション時に教育理念等を学生に明示する他、本学Webサイトの「入試情報」にも掲載し、オープンキャンパスにおける大学紹介で参加者に教育理念等の内容を説明する機会を設けるなど、学内外に周知している。

留意点② 使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。

計画: 使命・目的及び教育目的を具体的に明文化する。

本学「学則」第1条には、「情報経営イノベーション専門職大学(以下『本学という。』)は、『変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する』ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。」と定められている。

また、「学則」第8条には、「情報経営イノベーション学部」は、変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的とする。」と定められており、教育理念、人材養成の目的及び「情報経営イノベーション学部」の目的の意味や内容が具体的に明確に示されている。

留意点③ 使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。(第III期留意点)

計画: 使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化する。

本学の教育理念、人材養成の目的及び学部の目的は、学生に配付する「学生便覧」や本学Webサイトにわかりやすく簡潔に文章化している。

留意点④ 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。(第III期留意点)

計画: 使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示する。

本学「設置認可申請書」の「設置の趣旨等を記載した書類」で、中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17(2005)年1月28日)のいわゆる「機能別分化」に関して、本学は「幅広い職業人養成」「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」を担うことを示し、この中の「幅広い職業人養成」を補完

する意味で、中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30(2018)年11月26日）の「人材養成の三つの観点」から、「具体の職業やスキルを意識した教育を行い、高い実務能力を備えた人材を養成（立地している地域の産業活性化や個別のニーズにきめ細やかに対応できる高い実務能力を備えた人材）」を挙げ、本学の高等教育機関として備える特色を明示している。

本法人は、これらを踏まえ、「変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、企業において新規の事業やサービスを立案・提案する企画運営能力を発揮することや、自ら起業して新たなサービス・ビジネスを生み出すことで、国際社会と地域社会の産業発展に貢献する人材を育成・輩出していくこと」を、使命として位置付け、本学を設置した。

この特色は、教育理念、人材養成の目的及び「情報経営イノベーション学部」の目的に反映しており、教育理念等に明示をしている。

留意点⑤ 使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。（第Ⅲ期留意点）

計画：使命・目的及び教育目的に関して、掲載する内容を検証する。

学内外に公表する「学生便覧」、本学Webサイト（情報の公表、入試情報）をはじめ各種媒体の掲載内容に関しては、「学則」に定めた教育理念、人材養成の目的及び学部の目的について、その趣旨及び掲載内容について一貫したものであることを、校正時に確認している。

留意点⑥ 使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。（第Ⅲ期留意点）

計画：使命・目的及び教育目的を見直す場合、役員、教職員が関与・参画する。

本学「設置認可申請書」は、開学前に、本法人役員及び専門職大学設立準備室の職員（教員採用予定者及び事務職員）が作成しており、その際に、教育理念、人材養成の目的及び学部の目的は、本法人役員及び職員（教員採用予定者・事務職員）の関与・参画のもと、策定された。

令和5(2023)年度までは学年進行中であったことから、使命・目的等の見直しは行われていないが、今後、妥当性、見直しの必要性については内部質保証の基盤となる事項として、自己点検評価活動の中で検証・検討されることとなり、「大学運営会議」と「学部教授会」の責任体制のもとで教職員が参画する体制となる。

評価の視点（2）中期的な計画への反映

留意点① 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

計画：次期中長期計画策定にあたり、使命・目的及び教育目的を反映する。

本学設置法人の中長期計画である「学校法人電子学園長期ビジョン『NEXT10』」（平成27(2015)年度策定）では、「学校法人電子学園の新たな挑戦」として「時代が求める『より実践的な職業教育』」を挙げ、「実社会の要望や社会人の学び直しを視野に入れた職業教

育の推進」を示している。

本件について、検討を重ね、令和2(2020)年度の本学開学に結実した。

なお、大学の使命・目的を達成するために、本学では令和3(2021)年4月に「情報経営イノベーション専門職大学中期計画」を策定しており、本学の教育理念、人材養成の目的及び学部の目的を反映させ、その実現のための具体的施策に取り組んでいる。

評価の視点（3）三つのポリシーへの反映

留意点① 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

計画：運営：使命・目的及び教育目的が三つのポリシーに反映しているかを検証するよう、学部を求める。

令和6(2024)年度に実施された「分野別認証評価」への対応において、基準1「使命・目的」について、使命・目的及び教育目的の実質的な内容と3つのポリシーが一貫した内容となっているかを含めて検証し、その自己点検・評価及び課題と改善策については、『令和6年度専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価自己点検・評価報告書』の中で取りまとめた。

評価の視点（4）教育研究組織の構成との整合性

留意点① 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

計画：使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているかを検証する。

本学は、使命・目的及び教育目的を「学則」上に定め、必要な教育研究実施組織を整備している。まず、本学の教育研究実施組織として「情報経営イノベーション学部経営情報イノベーション学科」を設置し運営している。さらに固有の業務に特化した附属機関として「図書館」（「iU ライブラリー」）「デベロップメントセンター」「地域連携センター」などを設けている。

これらの附属機関は、会議体を有し、必要な教職員を配置して運営している。学部には、「学部教授会」のもとに各種委員会を置いており、教育研究活動を円滑に行うために機能しているその他、大学にも各種委員会を置いている。こうした組織の位置づけは本学「学則」等で明確に示している。

評価の視点（5）変化への対応

留意点① 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

計画：使命・目的及び教育目的が社会情勢などに対応しているかを検証する。

学外者からの意見を聴取し、社会情勢等に対応するため、「教育課程連携協議会」で「教育課程」に関する意見を、「外部評価会議」で「自己点検評価」全般に関する意見をそれぞれ聴取する機会を設けて、教育理念等が社会情勢から乖離しないように外部からの視点で点検する仕組みを整えており、指摘があった場合は「学長」指示のもとで見直しを行える体制となっている。

現在のところ、現行の使命・目的及び教育目標について、指摘事項はなく、今後も団体

制を維持していく。

基準 2. 内部質保証

基準項目 2-1. 内部質保証の組織体制

評価の視点 (1) 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

留意点① 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

計画：内部質保証に関する全学的な方針を明示する。

本学は、「学則」第 2 条に、「教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表する。」と定めている。

また、本学は、教学面における管理運営体制として「学部教授会」を、大学経営面における管理運営体制として「大学運営会議」を置いている。各種委員会やセンター等の活動を含め、これら教学や大学経営に関して、「点検」「評価」を行うために、「自己点検評価委員会」を置いており、「自己点検評価活動」として、「評価の項目」「細目」ごとに、点検評価をできる仕組みとしている。

内部質保証については、「自己点検評価委員会」で審議後、令和 6(2024)年 4 月 10 日開催「大学運営会議」、令和 6(2024)年 4 月 17 日開催「学部教授会」で審議され、「学長」決定ののち、全学的に方針を明示されている。

また、委員会組織の再編に伴い、「内部質保証体制 (PDCA サイクル) の構築と運用」について、令和 7(2025)年 3 月 14 日開催「自己点検評価委員会」で審議がなされ、令和 7(2025)年 3 月 26 日開催「大学運営会議」の議を経て、令和 7(2025)年 3 月 28 日開催「学部教授会」で承認を得ている。

留意点② 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

計画：整備された「内部質保証体制」が恒常的な組織体制となっているかを検証する。

令和 6(2024)年 4 月 29 日の「学長」決定において、内部質保証に係る体制について周知がなされ、常設の会議体である「大学運営会議」と「学部教授会」による責任体制と「自己点検評価委員会」による PDCA サイクルの運用が明確に示されたことにより、規程に位置づけられた常設組織のもとで展開されることで恒常的な体制として位置づけられた。また、本学「学則」を改正し (令和 7(2025)年 2 月 14 日開催「理事会」承認)、「大学運営会議」が「内部質保証に関する事項」を審議することを定め、「大学全体として内部質保証に責任を負う委員会組織」であることを明確にした。

留意点③ 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

計画：内部質保証のための責任体制が明確になっているかを検証する。

内部質保証体制については、「大学運営会議」等の諸委員会の議を経て、令和 6(2024)年 4 月 29 日に「学長」決定を得ている。

責任体制については、「学部教授会」において資料を示し、大学経営における管理運営については「大学運営会議」、教学における管理運営については「学部教授会」が責任を持つ体制として明確に示されている。

基準項目 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点 (1) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

留意点① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

計画：内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を、新しい委員会等組織編制のもとで行う。

「内部質保証体制」については、令和 6(2024)年 4 月 17 日開催「学部教授会」で審議、承認を経て、令和 6(2024)年 4 月 29 日に「学長」決定がなされており、この枠組みの一機能として、自己点検評価活動が実施されている。

令和 6(2024)年度からは、「広報委員会」の設置や「学務委員会の機能分化」（「学部教務委員会」「学部学生委員会」の設置）等、委員会等組織編制が変更されたことから（関連規程等制定・改正は令和 6(2024)年 3 月 29 日開催「学部教授会」承認、令和 6(2024)年 3 月 31 日「学長」決定）、自己点検評価活動の項目担当の配置換えを行った（令和 6(2024)年 5 月 22 日開催「学部教授会」承認、令和 6(2024)年 6 月 13 日「学長」決定）。

これら修正を踏まえ、各委員会等に対して、令和 6(2024)年 8 月 6 日には「各種委員会・センター等前期進捗状況及び 2023 年度外部評価結果に基づく改善課題」、令和 7(2025)年 1 月 10 日には「各種委員会・センター等令和 6(2024)年度最終報告」を依頼した。

また、「分野別認証評価」の評価資料等を踏まえ、令和 7(2025)年度から再度「委員会組織の再編」を行うことになった（令和 6(2024)年 12 月 25 日開催「大学運営会議」承認、令和 7(2025)年 1 月 22 日開催「学部教授会」承認、令和 7(2025)年 1 月 24 日「学長」決定（令和 7(2025)年 2 月 14 日開催「理事会」承認））。この再編を踏まえ、令和 7(2025)年 1 月 24 日には「各種委員会・センター等 2025 年度計画」を依頼した。

今後については、委員会組織の再編を踏まえ、内部質保証体制に反映する予定である。

留意点② エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

計画：エビデンスに基づく、自己点検・評価を実施する。

令和 4(2022)年度から、自己点検評価活動における「自己評価」の「判断の根拠」として、各委員会等に対して、「自己点検評価委員会」がエビデンスの提出を求めている。

例年、前年度の自己点検評価活動を自己点検評価報告に取りまとめ、翌年度の 6 月に公表している。令和 5(2023)年度の自己点検評価活動については、「分野別認証評価」の項目を用い、認証評価の「自己点検・評価報告書」として、令和 6(2024)年度に編纂した。その際、提出されたエビデンスを基に、「法令等の基礎要件データ」「参照資料」を取りまとめ、評価を判断する資料として活用した。

以上の通り、エビデンスに基づく自己点検評価活動を実施しているが、さらに、「学修成果の把握」の観点から、「アセスメント・ポリシー」を策定し、具体的な運用を決定した。まず、令和 6(2024)年 3 月 18 日開催「自己点検評価委員会」で「アセスメント・ポリシー」策定の方向性について承認を得るとともに、さらに、令和 6(2024)年 6 月 12 日開催及び令和 7(2025)年 3 月 14 日開催「自己点検評価委員会」で審議し、「アセスメント・ポリシー」を定め、子細なエビデンスデータや検証ポイントなど、具体的な運用も明確化した（令和 7(2025)年 3 月 26 日開催「大学運営会議」承認、令和 7(2025)年 3 月 28 日開催

「学部教授会」承認）。

留意点③ 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

計画：2023年度自己点検評価活動の結果を学内に共有し、社会に公表する。

令和 5(2023)年度自己点検評価活動を纏めた報告に関しては、(1)「分野別認証評価」に係る「自己点検・評価報告書」、(2)「分野別認証評価」の「自己点検・評価報告書」以外の「評価の項目」に関する報告の二部構成とすることとなっている（令和 6(2024)年 5 月 22 日開催「学部教授会」承認、令和 6(2024)年 6 月 13 日「学長」決定）。

なお、分野別認証評価機関である「特定非営利活動法人職業教育評価機構」と協議の上、分野別認証評価結果通知後に「自己点検・評価報告書」を公表することになった。

また、本学教員及び事務職員には、学内情報共有ツールである「コンフルエンス」を用いて、自己点検評価及び認証評価の関連法令等も含め、自己点検評価活動に関する報告書を共有している。

評価の視点（2）IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

留意点① 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

計画：現状把握のための調査・データの収集し、それらデータを分析するとともに、自己点検評価活動の「評価」の判断に必要なデータ・分析結果を自己点検評価委員会に、大学経営支援及び教学支援に資するデータ・分析結果を大学運営会議及び学部教育会議に報告する。

令和 4(2022)年度から「一般社団法人大学 IR コンソーシアム」（以下、「IR コンソーシアム」）に入会し、「IR コンソーシアム」の質問項目を用いて「学生調査」を実施している。この「学生調査」は、香川大学小方教授による調査を実施している令和 3(2021)年度入学生以外の全学生を調査対象として実施しており、データを収集、「IR コンソーシアム」に提出している。

「IR コンソーシアム」の会員のうち、相互比較可能と登録している他大学のデータは、例年 6 月ごろに「IR コンソーシアム」の IR システム内に公表されるため、相互比較大学のデータのうち私立大学 39 大学分をダウンロードし、項目ごとの本学順位を明確にしている。令和 5(2023)年度結果を踏まえ、本学の教育研究の改善に生かすべく、「相互比較可能私立大学 39 大学中の本学順位が 35～39 位（項目によっては 1～5 位）の項目」については、自己点検評価活動に組み入れ、次年度改善計画を立てる仕組みとした（令和 6(2024)年 9 月 27 日開催「自己点検評価委員会」承認、令和 6(2024)年 11 月 20 日開催「学部教授会」承認、令和 7(2025)年 1 月 24 日「学長」決定）。

また、「教育理念及び目的を実現するために必要な調査、分析及び提言を行うため、本学は、「IR 室」を令和 6(2024)年度に設置した（「情報経営イノベーション専門職大学学則」第 73 条）。「情報経営イノベーション専門職大学 IR 室規程」第 2 条には、「IR 室」が以下の業務を行うことが定められている。

【情報経営イノベーション専門職大学 IR 室規程】

第2条 IR室は、学則第73条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)経営に関する意思決定の支援に関すること。
- (2)教学に関する意思決定の支援に関すること。
- (3)高等教育政策に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (4)中期計画・事業計画策定及び自己点検評価活動の支援に関すること。
- (5)大学運営等への提言に関すること。
- (6)その他IRに関すること。

これら諸規定に基づき、「IR室」は客観的・主観的データを組織的に収集・蓄積し、必要に応じて分析・提言等を行うことになっているが、現在、「IR室」が本格的に稼働していない状況にある。令和7(2025)年度から、「大学全体の状況を俯瞰しつつも教学における教学マネジメント、内部質保証及び自己点検評価活動に係るデータ支援を中心に行う。」ことを基本方針として、「外部提出統計調査等において提出したデータ、公表に付したデータ及び必要に応じて「IR室」から各部署に依頼するデータ」を項目ごとにとりまとめ、「Fact Book」を作成のうえ、学内外に公表することとなった(令和7(2025)年3月14日開催「自己点検評価委員会」承認)。「IR室室長」と自己点検・第三者評価担当で、実施内容を検討している。

以上、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制を整えている段階にある。

基準項目 2-3. 内部質保証の機能性

評価の視点 (1) 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

留意点① アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

留意点② 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか

計画：各学期にイノベーションマネジャーによる定期学生面談を実施し、学生生活に係る学生の意見・要望等を把握する。その上で、学生からの要望等に基づき、学生生活支援の方法等について、必要な改善を行う。また、卒業時アンケートにより、卒業までの学生生活支援に係る学生からの評価・意見を確認し、学生生活支援の改善に活用する。

「学部学生委員会」（令和6(2024)年4月25日開催）にて承認された「前期定期学生面談」の中で「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が学生生活に対する意見・要望等を学生から聴取した。

聴取した意見・要望の活用方法について「学部学生委員会」（令和6(2024)年10月9日開催）にて審議され、内容に応じて所管の委員会・センター等に共有し、状況確認・改善検討及び改善検討結果の報告を依頼することが承認された。また、「学部教授会」（令和6(2024)年10月23日開催）でも審議され原案のとおり承認された。その際に共有された学生からの意見・要望を基に、各委員会・センターで改善策等を検討することとなった。

「学部学生委員会」（令和6(2024)年9月18日開催）では、「後期定期学生面談」の実施について審議され、承認された。学生へ学生生活に関する助言をするとともに、後期においても前期と同様に学生から意見・要望等を聴取している。現在も対象学生との面談継続しているため、「後期定期学生面談」にて学生から聴取した意見・要望については、3月以降にとりまとめ、その結果の活用方法について「学部学生委員会」で審議した。

昨年度卒業生に対して実施した「卒業時アンケート」の結果について、「学部教授会」（令和6(2024)年5月22日開催）で情報共有がなされた。

学生支援に係る評価項目については、学生からの意見を取り入れた学生生活支援の改善を図ることについて議論されたが、その後具体的な改善策等について検討の機会は設けられていない。来年度は「卒業時アンケート」の結果を活用した学生生活支援の改善策について検討する予定である。

評価の視点 (2) 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

留意点① 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

計画：三つのポリシーを起点とした内部質保証体制を遂行する。

「内部質保証体制」については、令和6(2024)年4月17日開催「学部教授会」で審議、承認を経て、令和6(2024)年4月29日に「学長」決定がなされている。具体的には、以下の通りの建付けとなっている。

内部質保証に責任を有する委員会は、「大学運営会議」及び「学部教授会」である。「大学運営会議」は、「大学全体」として内部質保証に責任を有するとともに、「経営に係る運営」に関する重要事項を審議する委員会である。「学部教授会」は、当該学部における「教

育研究」に責任を有するとともに、「教育研究に係る運営」に関する重要事項を審議する委員会である。

この2つの委員会が、PDCAのうちAction及びPlanについての中心的な役割を担い、自己点検評価の結果に基づく改善・向上を推進している。なお、Actionの判断にあたっては、「IR室」が判断に必要な分析結果等を提供することになっているが、現在、稼働できていない。

「学部」「附属機関」「図書館」「イノベーションマネジメント局」がPDCAのうちDoの役割があり、Doのうち「教育課程編成及び円滑かつ効果的な実施」に関しては、「教育課程連携協議会」がCheckする機能となっている。

「自己点検評価委員会」は、自己点検評価及び認証評価を円滑に実施し、PDCAのうちCheckについての役割を担うとともに、自己点検評価活動のPDCAサイクル全体を把握する委員会である。なお、Checkにあたっては、「IR室」が判断に必要な分析結果等を提供することになっているが、前述のとおり、稼働できていない。

なお、「外部評価会議」は、「自己点検評価委員会」が把握する大学全体の自己点検評価活動のPDCAサイクルについての評価をする仕組みとしている。例年、外部評価結果に基づき、「改善課題」を各委員会等に示しているが、令和6(2024)年度の「改善課題」からは、係る「改善課題」を自己点検評価活動に組み入れ、進捗報告、最終報告をする仕組みとした。

その他、PDCAサイクルについて、外部から評価する仕組みとしては、「分野別認証評価」「機関別認証評価」があり、「分野別認証評価」は令和6(2024)年度、「機関別認証評価」は令和8(2026)年度が、それぞれ受審年度である。「分野別認証評価」については、令和6(2024)年7月29日に「自己点検・評価報告書」が評価機関に提出され、令和6(2024)年11月18日に実地調査（ヒアリング調査・訪問調査）が実施された。令和7(2025)年3月31日に、評価機関から適合及び評価報告書が通知されている。

以上、内部質保証体制の中、自己点検評価活動のPDCAサイクルを実施している。

留意点② 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

計画：自己点検・評価、外部評価及び設置計画履行状況等調査の結果等を、大学経営及び教学の改善・向上施策に反映する。

まず、自己点検・評価に関しては、各委員会等に対して自己点検評価の項目担当を明確にし、実施している。各委員会等には、前年度の結果を踏まえ、次年度の計画に反映することを求めており、自己点検評価活動の結果を経営に係る運営及び教育活動に関する運営の改善・向上施策に反映している仕組みとしている。

また、外部評価に関しては、令和3(2021)年度に「外部評価会議」を設置し、それ以降、毎年度、外部評価を実施している。この外部評価は、本学の「自己点検評価の結果」を評価するものであり、令和6(2024)年度は、令和6(2024)年10月17日に実地調査がなされた。学外有識者2名の外部評価会議委員が、この実地調査を踏まえ、「外部評価報告書」を提出し、それらに基づき、「外部評価結果に基づく改善課題」を抽出し（令和6(2024)年12月11日開催「大学運営会議」承認）、令和6(2024)年12月18日開催「学部教授会」で報告された。前年度までは、「外部評価結果に基づく改善課題」は、12月下旬に各委員会等

に対して改善に取り組むよう依頼し、次年度の外部評価実地調査前に外部評価会議委員に提出できるよう、進捗報告をまとめ、外部評価会議委員に提出するフローとしていたが、令和6(2024)年度からは、自己点検評価活動に「外部評価結果に基づく改善課題」を組み入れるよう、変更した。このように、外部評価の結果を、経営に係る運営及び教育研究に関わる運営の改善・向上施策に反映する仕組みとしている。

さらに、「設置計画履行状況調査」については、指摘を受けた場合、自己点検評価活動に組み込むことにしている。なお、令和5(2023)年度の「設置計画履行状況調査」(令和6(2024)年3月26日付)では、指摘を受けていない。今後については、新たに学部設置等がなされ、且つ「設置計画履行状況調査」で指摘を受けた際に自己点検評価活動に組み込むことが、決定されている(令和6(2024)年1月31日開催「自己点検評価委員会」承認)。

基準3. 学生

基準項目3-1. 学生の受入れ

評価の視点(1) アドミッション・ポリシーの策定と周知

留意点① アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

計画：アドミッション・ポリシーを入学者選抜要項等各媒体に明記し、周知する。

アドミッション・ポリシーについては、本学Webページ (https://www.i-u.ac.jp/admissions/admission_policy/) やオープンキャンパス、学校説明会等の資料に掲載するなど、広く周知するよう努めている。

さらには、「2025年度入学者選抜ガイドブック」については「学部入学試験委員会」(令和6(2024)年4月10日開催)にて、また「2025年度入学者選抜要項」においては「学部入学試験委員会」(令和6(2024)年6月12日開催)にて、それぞれその内容を確認し議論を行い、アドミッション・ポリシーが記載されていることを確認した。

評価の視点(2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

留意点① アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

留意点② 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

計画：入学者選抜評価基準を策定する際に、アドミッション・ポリシーを参照し、評価基準が適切に設定されているかを、検証する。

令和7(2025)年度入試における評価基準については、「学部入学試験委員会」(令和6(2024)年9月19日開催)にて、その内容に関する確認及び議論を行った。基本的に前年度の内容を踏襲しているが、あらためて各入試種別における評価基準について、それぞれアドミッション・ポリシーを参照していること、及び評価基準が適切に設定されていることを確認した。

留意点③ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めているか。

計画：実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を実施できるかを検討する。

入学者選抜試験においては選抜区分として、「社会人特別選抜」を設けること等により実務の経験を有する者を確保するように、「私費留学生特別選抜」を設けて外国からの留学生を確保するように、そして「帰国生特別選抜」を設けて外国からの帰国者を確保するように、それぞれ努めてきている。

また、昨年度からは編入学制度も導入した。今年度においてはより幅広い出身国の留学生からより多く志願してもらうことを意図して、「留学生指定校推薦型選抜」を導入するとともに、私費外国人留学生の現地(外国)における入学試験を従来から実施している韓国・台湾に加えて中国本土でも実施することとした(令和6(2024)年4月10日開催「学部入学試験委員会」承認)。

また、近年の応募状況等を踏まえた上で、さらなる多様性を促進するための取組の実施可能性も含めて、今後の入学者選抜試験のあり方について、「学部入学試験委員会」(令和6(2024)年10月7日開催)にて審議を開始し、継続議論中である。

評価の視点（３） 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

留意点① 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

計画：学生の確保について、入学定員を勘案した上で、入学者選抜評価基準に基づき適正に判断されているかを検証する。

入学者選抜試験の合否判定は、各試験日程の都度、合否判定会議を開催して判断している。会議においては、入学定員及び応募状況を勘案するとともに、評価基準に従って合議のもと合否判定案を策定している。

近年においては定員未充足の状況が生じていることが大学としての重要課題の一つであり、入学者選抜のあり方によって志願者を増やすことに寄与できる有効な方策は考えられないかという観点も含めて、今後の入学者選抜試験のあり方について、「学部入学試験委員会」（令和6(2024)年10月7日開催）にて議論を開始し継続議論中である。

評価の視点（４）入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。（第Ⅲ期留意点）

計画：入試問題の作成について方針を検討する。

令和7(2025)年度入学者選抜における入試問題（一般選抜及び総合型選抜ほか）の作成についての方針は昨年度に検討し策定した内容に従って、進めてきている。

「総合型選抜」の「グループワーク型」「プレゼン型」「小論文型」における作問の具体的な方針について、「学部入学試験委員会」（令和6(2024)年5月8日開催）にて作問担当を議論し、「学部入学試験委員会」（令和6(2024)年7月24日開催）において作問状況について確認を行った。

「一般選抜」における学力試験問題は、学内にて専任教員が作成することを基本とし、真にやむを得ない場合には学外に作成を委託（学内専任教員が監修）することを方針としてきた（令和5(2023)年1月18日開催「教授会」報告）。

このような状況を踏まえた上で、より良い「一般選抜」のあり方という観点も含め、今後の入学者選抜試験のあり方について、「学部入学試験委員会」（令和6(2024)年10月7日開催）にて議論を開始した。その後、令和7(2025)年度からの大幅な教員構成変更も明らかとなったため、受験生にとって不利益にならない形での直近年度における対処方法、及び中期的な方向性について継続議論中である。

基準項目 3-2. 学修支援

評価の視点（1）教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

留意点① 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

計画：教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制が適切に整備され、運営されているかを検証する。

「学生支援に関する基本方針」を学部学生委員会で草案し、「学部教授会」の審議を経て策定した。

これに基づき「修学支援」「生活支援」「障がい学生支援」「キャリア支援」の4つの柱に沿って、これまでの支援体制を整理し、整備した。

「修学支援」については、教員によるオフィスアワーの実施や個々の履修状況に応じた個別の面談指導を行っている。「生活支援」については、経済的支援、正課外活動支援、心身の健康管理・相談を行っている。

「障がい学生支援」については「情報経営イノベーション専門職大学障がい学生支援に関する規程」に基づく学生個々の様態に応じた支援を行っている。

「キャリア支援」については、「デベロップメントセンター」を中心とした支援を行っている。以上、教職協働による支援体制を整えている。

評価の視点（2）TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

留意点① 学修支援のために、TAやSA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

計画：各教員からTA配置の要望があった場合、その必要性を確認の上、TAを適切に配置する。また、TA配置の運用等について規程を整備する。

TAの配置について、前期開講科目「キャリアデザインⅠ」及び後期開講科目「キャリアデザインⅡ」において、担当教員から要望があったものの、業務内容を確認したところ、一部の授業実施を委嘱する計画であったことから、担当教員・法人人事部と協議の上、非常勤講師として配置することとした。

その他、後期開講科目「イノベーションプロジェクトⅢ」の1クラスにおいて、科目責任者からTA配置の要望があり、当該クラス担当教員が過去に担当した科目（クラス）に係る授業改善アンケートの結果からその必要性が確認されたため、より教育効果を高められるようTAを1名配置した。

また、円滑な授業運営に向け、担当教員からの要望に基づき、16科目において、延べ36名のSAを配置した。

【SA配置実績】

（前期開講科目）

- 「イノベーションプロジェクトⅠ・Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ」：4名
- 「プログラミングⅠ」：5名
- 「ネットワーク構築Ⅰ」：1名
- 「ネットワーク構築Ⅲ」：1名
- 「情報セキュリティ演習Ⅱ」：5名

(後期開講科目)

- 「ICTと人間」：1名
- 「イノベーションプロジェクトⅡ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」：2名
- 「スタートアップ基礎（起業論）」：9名
- 「プログラミングⅡ」：4名
- 「ネットワーク技術」：1名
- 「情報技術演習Ⅰ」：2名
- 「ネットワーク構築Ⅱ」：1名

留意点② オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

計画：各教員にオフィスアワーの設定を依頼し、学生が有効活用できるよう設定状況について周知する。

各教員にオフィスアワーの設定を依頼し、学生に周知することを計画していたものの、事務組織における業務分掌の変更に伴い、事務処理に遅れが生じ、全学的なオフィスアワーの実施には至らなかった。

ただ、学生から学修に関する相談があった際は、「学部教務委員」がヒアリングを行い、適当な教員から支援を受けられるよう適宜対応した。

留意点③ 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

計画：「障がい学生支援に関する規程」及び「学部教務委員会」策定の支援フローに基づき、障がいのある学生への合理的配慮を適切に実施する。また、障害のある学生からの意見聴取等を通じ、支援フローや合理的配慮の内容について問題がある場合は、適宜、必要な見直しを行う。

令和 6(2024)年度は、「障がい学生支援に関する規程」及び障がい学生に対する支援フローに基づき、10名の学生に対し修学面において合理的配慮を提供した（令和 6(2024)年 4月 24日開催「学部教務委員会」承認、令和 6(2024)年 6月 12日開催「学部教務委員会」承認、令和 6(2024)年 10月 16日開催「学部教務委員会」承認、令和 6(2024)年 11月 13日開催「学部教務委員会」承認、令和 6(2024)年 12月 11日開催「学部教務委員会」承認、令和 7(2025)年 1月 15日開催「学部教務委員会」承認）。

【支援実績】

- 気分障害・自律神経発作：1名
- うつ病・不安障害：1名
- うつ病：1名
- 適応障害：2名
- 睡眠障害・双極性障害：1名
- 体位性頻脈症候群・睡眠障害：1名
- 注意欠陥障害：1名
- 慢性胃炎・十二指腸潰瘍：1名
- 過敏性腸症候群：1名

(以上、「学部教務委員会」)

「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員との定期学生面談にて、学生から自身の障がいについての相談があった際は、「保健室」と連携し、学生生活における合理的配慮の実施に取り組んでいる。

学生生活における合理的配慮は「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が「保健室」及び「学生相談室」と連携している。

令和 6(2024)年度は、学生から合理的配慮について「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員に相談があったが、いずれも精神的不調による配慮希望の内容であった。学生生活における合理的配慮の希望は無く、修学に関する内容についての配慮希望であったため、「学部教務委員会」と連携を図った。

「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員と配属の看護師による障がい学生支援については、支援対象となる学生がおらず、障がい学生の支援体制を検討する機会が無かった。「学部学生委員会」にて学生生活に則る合理的配慮については審議が行われていない。学生生活での支援体制が必要となる学生のためにも、「学部学生委員会」(令和6(2024)年7月10日)にて承認された「学生支援に関する方針」の「障がい学生支援」に則り、支援体制について来年度も検討する必要がある。

(以上、「学部学生委員会」)

留意点④ 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

計画：学籍異動者の状況を把握・分析し、その結果を踏まえ、必要な対応策を実施する。
加えて、修得単位数の不足や必修科目の単位不認定などによる留年が発生しないよう履修指導・学修指導を適切に行う。

修得単位数の不足等による留年が発生しないよう前学期までの各学生の単位修得状況を整理した上で、各学期の履修登録期間・履修登録修正期間を通じて、学生からの履修相談を受け付け、個々の学生の志向を考慮しつつ、計画的に学修を進められるよう指導した。加えて、随時、学生からの学修に関する相談を受け付け、特に学修の遅れに不安を感じている学生に対しては、授業外で授業内容や課題等について担当教員の指導を受けられるよう支援した。

また、学籍異動の申請があった学生について、退学・休学別に申請理由を把握し、「学部教授会」において全学的に共有した。

なお、精神疾患・精神的不調、起業・就職を理由とした退学・休学が多い傾向にあることに留意しつつ、退学・休学を抑制する施策を検討することとした(令和 6(2024)年 9 月 25 日開催「学部教務委員会」承認、令和 6(2024)年 9 月 27 日開催「学部教授会」承認、令和 7(2025)年 3 月 26 日開催「学部教務委員会」承認、令和 7(2025)年 3 月 28 日開催「学部教授会」承認)。

(以上、「学部教務委員会」)

「特別面談」や「前期・後期定期学生面談」での聴取内容から、学籍異動の検討理由とし

て、修学意欲の低下や精神疾患・精神的不調、進路変更（起業・就職・他大学への入学）が多く見受けられる。

開学以来、授業内容の理解不足により修学意欲が低下し、退学を検討する学生が多数いた。そのような学生に対し、授業内容の理解度を向上させるため、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が「前期・後期定期学生面談」の機会を利用し、研究室にて授業内容や勉強方法について担当教員が相談を受け付けるオフィスアワーの利用促進に取り組んだ。

なお、修学意欲の低下が見受けられる学生に対し、当該学生が興味・関心のある分野に精通する教員を紹介し、学びのきっかけを提供することで修学意欲の向上を図る「サインコンベンション」の利用を「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員から促すこととしていたが、本年度は利用に至った学生がおらず、実施していない。

精神疾患・精神的不調がある学生に対しては、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が当該学生から状況を聴取し、「学生相談室」での相談や心療内科等の受診を勧めると同時に、学生が相談しやすくなるよう信頼関係の構築に努めることで、修学や学生生活に対する不安を抱える学生が少しでも安心できる環境を整えた。また、双極性障害や睡眠障害等、授業の受講に支障をきたす可能性がある学生の支援については、「学部教務委員会」と連携を図った。

進路変更による学籍異動を検討している学生の中には、修学意欲の低下から進路変更を検討する者が多い。また、本学が推奨している起業により学籍異動を検討する学生も少なくはない状況となっている。

「学部学生委員会」にて学籍異動検討者に対する対応策についての議論ができていないため、来年度に向けて学修意欲向上のための支援策を検討する必要がある。

また、今年度の新しい取り組みとして、退学者・不登校者となる可能性がある学生を早期に発見することを目的として、50項目の質問から得た結果から学生の長所や短所を把握する「エゴグラム」調査を新入生対象に実施した。しかしながら、調査結果を活用した退学防止策について検討するまでには至らなかったため、調査の実施を継続するか、継続する場合はその結果の活用方法について検討を進める必要がある。

（以上、「学部学生委員会」）

基準項目 3-3. キャリア支援

評価の視点（1）教育課程におけるキャリア教育の実施

留意点① キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

計画：引き続き、臨地実務実習を担当するサブグループ、キャリア教育を担当するサブグループを構成して、臨地実務実習支援、就職活動支援を実施し、その体制を検証する。

令和6(2024)年度については、令和5(2023)年度同様、「臨地実務実習」「就職」「起業」の各パートで支援を行う担当教員を設置した。

「臨地実務実習」を支援する教員の支援内容については、「情報経営イノベーション専門職大学デベロップメントセンター規程」に基づいて、令和6(2024)年4月26日実施の「デベロップメントセンター運営会議」にて審議がなされた。

「臨地実務実習」については、2学年同時に準備と実施が必要である背景から、業務範囲及び分量の懸念があり、本来務めている「臨地実務実習」科目担当教員5名に加え、「デベロップメントセンター」からも「臨地実務実習」の運営をサポートする教員7名を加えた12名体制で支援の強化を図っている。

具体的な支援内容として、令和6(2024)年度に実習を受ける学生向けのガイダンスや実習中の学生指導及び企業支援、実習期間中における巡回を行う専任教員の監督・管理、令和7(2025)年度に実習を受ける学生向けのガイダンスや履歴書添削及び指導、企業支援等を実施した。

なお、「臨地実務実習」実施後の企業アンケートの結果を受け、令和6(2024)年12月より「臨地実務実習」における支援のあり方についての話し合いが週1度の定例会議に加え、臨時でも行うことで、企業満足度及び学生指導等、キャリア教育に向けた取組強化を実施している。

「就職支援」については、連携協定等を締結している大学院における推薦入試の事務窓口（事前面談、書類確認等）に従事することで、大学院入試に向けたスムーズな支援を行う体制を整備した。

評価の視点（2）キャリア支援体制の整備

留意点① 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

計画：引き続き、iU Agentや外部就職支援企業等を活用して、就職に対する相談や助言を行う。また、大学院進学に対する体制を検討する。

毎月実施している「デベロップメントセンター運営会議」において、令和7(2025)年3月卒業予定学生の就職に関する状況を参加委員へ共有している。

「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうちキャリア支援を掌る事務職員担当から各学生の状況を定期的に確認し、必要に応じて個別面談やガイダンス等を実施し、就職先又は進学先の決定に向けて適切なアドバイスを行う体制を整えることができた。

これらの対応を行った結果、令和6(2024)年度1月末時点で95.0%であった内定保有率が、令和7(2025)年1月末時点で96.6%となった。

また、令和8(2026)年3月卒業予定学生の「就職支援」については、前年度の体制を踏まえて継続及び改善が必要な事項を整理のうえ、令和7(2025)年度就職支援施策に関するスケジュールを作成した。

令和6(2024)年度に関しては、「臨地実務実習」（「インターンシップⅡ」）終了後、「キャリアガイダンス」を実施するとともに、キャリア担当職員による個別面談を実施している。

なお、令和8(2026)年3月卒業見込み学生全員を対象としており、キャリア担当職員4名で分担し面談を行っている。主な面談内容については、「希望する進路」「現在の活動状況」「今後のスケジュール」「自身に不足していること」「必要だと思われること」「本学へのサポートについて期待すること」「目標設定」「キャリア支援を掌る事務職員からのアドバイス」となっており、所要時間はおおよそ20分を想定している。

令和7(2025)年度以降は、就職支援施策に関するスケジュールを基に学生のキャリア支援を進めていくとともに、必要に応じて改善等を行う等運営を強化していく。

「進学支援」については、進学を希望する学生に対して「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうちキャリア支援を掌る事務職員が志望校選定や入試に向けた対策を行うとともに一部大学院と連携協定を締結していることから、進学に向けた支援体制を整備しており、各担当教員と連携し進路決定に向けた支援を行っている。

基準項目 3-4. 学生サービス

評価の視点 (1) 学生生活の安定のための支援

留意点① 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

計画：学生相談室、保健管理センターなどの学生サービス・厚生補導に係る業務を所管する組織と連携し、円滑に学生サービス等を提供する。また、各組織の活動状況を把握し、適切に機能しているか検証する。

「学生相談室」では、令和6(2024)年4月に新入生の身体的・精神的健康状態を把握するため、「UPI (精神的健康度調査)」を実施している。「UPI (精神的健康度調査)」の調査結果を「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員と共有し、学生の心気的症状や抑うつ症状、自律神経症状、神経症及び対人症状についての傾向を把握することに努めた。

「UPI (精神的健康度調査)」の結果を参考にし、「学部学生委員会」(令和6(2024)年4月25日開催)で承認された「前期定期学生面談」(令和6(2024)年5月13日～令和6(2024)年7月26日)と「学部学生委員会」(令和6(2024)年9月18日開催)にて承認された「後期定期学生面談」(令和6(2024)年10月15日～令和6(2024)年12月13日)においても「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が修学や学生生活等に係る内容とともに、学生の心身の健康状態を確認した。

「UPI (精神的健康度調査)」の結果と「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員との面談内容に基づき、精神疾患の疑いや精神的不調の傾向が見られる学生に対しては、「学生相談室」の利用を勧めた。「学生相談室」の利用状況は、「学部学生委員会」にて月毎に報告されており、定期学生面談実施期間に利用者の増加が見受けられるため、「学生相談室」と「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が連携した支援体制が機能していることが確認できた。

「保健室」では、令和6(2024)年7月10日開催「学部学生委員会」から「保健室」利用者について月毎に情報共有をしている。精神的な理由で「保健室」を利用している学生もいるため、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員と連携し、「学生相談室」の利用を勧めた。

留意点② 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

計画：「イノベーションマネジャー」による定期学生面談等において学生へのヒアリングを実施し、課外活動の実態を把握する。その上で、学生からの要望に応じて課外活動を円滑に進められるよう必要な支援を行う。また、学生の心身の健康に関する相談等を随時受け付け、特に修学・学生生活面において、「学生相談室」及び「保健管理センター」と連携し、必要な支援を実施する。健康調査、定期健康診断、及び健康相談等を適切に実施する。課外時間を含む校舎解放時間に対応すべく、担当職員増員について検討する。(保健室関係)「学生相談室」の認知度向上と心の健康増進を図るためのイベントを実施する。(学生相談室関係)

「前期定期学生面談」(「学部学生委員会」承認(令和6(2024)年4月25日開催))や「後期定期学生面談」(「学部学生委員会」承認(令和6(2024)年9月18日開催))にて、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が全学

年を対象に実施しており、学期ごとの目標や前学期の目標達成状況の確認及び学生生活、課外活動等の状況について聴取し必要な助言を行った。

「定期学生面談」において、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が学生の心身の健康状態についても聴取しており、精神的不調や精神疾患の疑いがある学生に対しては、臨床心理士・公認心理士の資格を有するカウンセラーが相談を受け付ける「学生相談室」の利用を勧めた。

「学生相談室」では、学生本人の承諾を得られたものについては、相談対応を行った学生の情報を「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員と共有している。新入生に対しては、「UPI（精神的健康度調査）」を実施し、精神的不調や精神疾患の疑いがある学生の早期発見及び学生の身体的・精神的健康状態の把握に努めている。

「UPI（精神的健康度調査）」の結果から、大学進学に対して不安を感じている学生は23名おり、うち7名から「学生相談室」での相談を希望する項目に回答があったため、当該学生に対して「学生相談室」から連絡をし、早期に学生のメンタルヘルスケアができるよう努めた。

また、「学生相談室」の周知活動や心の健康増進を図るためのイベントを令和6(2024)年7月～令和7(2025)年1月にかけて7回実施した。

「保健室」では、学生が病気の早期発見・早期治療・早期予防に努め、自己健康管理できるよう、令和6(2024)年4月3日に全学生を対象とした「学生定期健康診断」を学内で実施した。「学生定期健康診断」の実施は、外部医療機関に委託しており、受診率100%を目標にしていたが、今年度の受診率は約70%であった。「学生定期健康診断」受診率の向上のために、「学部学生委員会」にて対策を検討する必要がある。

また、「保健室」が、学生の健康状態を把握することを目的に「健康管理カード」を作成し、入学時に学生が記入したものを提出させている。「健康管理カード」の記入内容を基に、学生生活を送る上で、健康上の問題が起こり得る学生に対して、本学「保健室」配属の看護師が個別面談を実施した。

学生の体調不良、怪我などに対して適宜対応し、精神的理由による対応については、「学生相談室」や「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員と連携を図った。

校舎開放時間に対応する「保健室」担当の職員増員については、職員増員に係る予算を確保することができず、検討することができなかった。

留意点③ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

計画：奨学金説明会や学生便覧などにより、奨学金制度について周知し、経済的支援が必要な学生が適切に奨学金制度の適用を受けられるようにする。また、奨学金を受けている学生の学修状況や学生生活の状況を把握し、学業への取り組み等が芳しくない学生には、個別面談を行い、奨学金の支給・貸与を打ち切られることがないよう指導する。あわせて、特待生制度・私費外国人留学生に係る奨学生制度を適切に運用する。

奨学金などの経済的な支援に係る取り組みとして、「学生便覧」や学内掲示版、学内ポータルサイトにて、「日本学生支援機構」の情報や公益財団法人の奨学金案内を随時学生に周知している。

本年度は大学からの推薦を必要とする留学生対象の「公益財団法人ロータリー米山記念奨学金」に私費外国人留学生から応募希望があった。「学部学生委員会（令和6(2024)年10月9日）」にて、応募希望学生の学内選考が行われ、推薦することが承認された。その後、応募希望学生が「公益財団法人ロータリー米山記念奨学金」の選考を通過し、令和7(2025)年度からの奨学生として採用されることが決定した。

「日本学生支援機構奨学金」については、「学部学生委員会（令和6(2024)年5月15日開催）」にて、昨年度の成績や出席状況から「日本学生支援機構奨学金」の継続可否を判断する適格認定が令和6(2024)年3月に行われたことの報告とともに、適格認定により、令和6(2024)年度の奨学生資格の継続判定について、「警告」（警告2回で廃止）や「廃止」の判定を受けた学生情報の報告がなされた。「警告」の判定を受けた学生に対しては、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員から授業への出席や勉強方法について見直すことを指導し、「廃止」の判定を受けた学生に対しては、日本学生支援機構奨学金に代わるものとして、教育ローン等の利用を案内した。

本学では、学業及び課外活動に積極的であり、かつ、他の学生の模範となる私費外国人留学生に対し奨学金を給付する独自の制度である「私費外国人留学生奨学金制度」を設けて運用している。同奨学金制度は、原則として入学時から卒業時までの4年間を通して奨学金（4年間総額2,000,000円）を給付するが、半期ごとに学修状況や出席状況を基準に、次学期の奨学金継続可否について判定を行っている。

本学独自の特待生制度については、「学部学生委員会」（令和6(2024)年5月15日開催）で令和6(2024)年度特待生の選考が行われ、第2学年から第4学年の36名（第1学年37名は入学者選抜時に決定）を令和6(2024)年度特待生とすることが決定された。令和6(2024)年6月には、2024年度特待生として決定を受けた者を対象に「特待生決定者説明会」を実施し、特待生制度の概要や特待生の責務等について、改めて説明した。また、今年度から特待生の活動状況等を確認するため、「学部学生委員会」（令和6(2024)年8月21日開催）で「特待生中間報告会」を実施することが承認され、令和6(2024)年9月9日に実施された。

基準項目 3-5. 学修環境の整備

評価の視点 (1) 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

留意点① 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

計画：運動場、図書館、iUコモンルーム等施設を適切に整備するとともに、教育に関わる設備の充実を図る。

「図書館」（「iU ライブラリー」）の運営に関しては、定期的に「図書委員会」を開催し、運営予算、購入図書、改善課題等の議論がなされ、令和6(2024)年度においても、完成年度を迎えたが、計画に基づきの学術情報資料を配架している。くわえて、引き続き学生・教職員からアンケートを行い、必要な図書を配架している。

学生自習室である「iUコモンルーム」については、令和6(2024)年4月に室の一部に、「iU esportsプロジェクト」の一環として、e-スポーツ設備を整備した。

これらは、教員と学生がプロジェクト運営を行うことの他に、令和7(2025)年度からの教育課程改編を念頭に整備した。

留意点② 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

計画：教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているかを検証する。

教育目的の達成に必要なかつ重要な最小単位は「授業」であり、各授業における到達目標達成のためのマイク、プロジェクターなどの調達、配置、管理を行っている。

また、授業以外の学修環境を提供するため、自習等活用の観点から、学生自習室（「iUコモンルーム」）を設置するとともに、校舎の閉館時間を20時までから22時までまで延長している。さらに、土曜日に関して、行事等のない日に限り、開館することになっている（9時～19時）。

留意点③ ICT環境を適切に整備しているか。

計画：教務委員会と連携して、新カリキュラム等に対応したICT環境の整備を行う。

令和7(2025)年度からの新カリキュラム等に対応したICT環境については、令和6(2024)年度前期に検討した運用方法を基に、後期に試験運用を開始した。

試験運用期間中に運用方法、講習内容、機材の調整などを行い、令和7(2025)年度以降の運用に向けて整備した。また試験運用期間中は各機材1台での運用であったが、令和7(2025)年度の授業での使用などにむけて十分な数の設置を行った。

GPUサーバの貸し出しについては、運用を行い、ゼミを中心に、学生に貸し出しを行い、卒業課題などに活用された。

データベースの科目で使用されるデータベースサーバについては、旧カリキュラムでは「Amazon Web Service」で稼働していたものを、新カリキュラムに合わせて学内サーバで運用可能かについて検討を行った。令和7(2025)年度に向けた試験運用を行い、移行可能かなどについて引き続き検討を行うことを確認した。

留意点④ 実験・実習室及び付属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか。

計画：実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか検証する。

当該校地の面積は10,260㎡を有している。校舎等施設としては、3階建ての校舎(5,431.75㎡)を有している。

施設内訳としては、講義室7室、演習室10室、実習室2室、講堂(「iUホール」)1室、研究室27室、図書館(「iUライブラリー」)、学長室、会議室3室、事務室、保健室、学生相談室、学生自習室(「iUコモンルーム」)、学食(「iU Café」)を有し、講義科目だけではなく、演習、実習科目等の様々な授業形態に対応可能な施設設備及びその他必要な施設を設けており、本学の教育課程を実施するうえで十分な施設を有している。

評価の視点(2) 図書館の有効活用

留意点① 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

計画：講演会開催、他図書館との連携施策等、図書館の利用者数を増加するための施策を企画し、実現可能な場合は実施する。

大学から徒歩9分ほどに位置する「墨田区立ひきふね図書館」と協議を行い、連携を図った。

墨田区民も含めた図書館の相互利用について検討を行ったが、本学図書館(「iUライブラリー」)の規模と学生数の事情を鑑み、学生の利用の妨げとなることが懸念されるため実施しないこととなった。

しかし、社会の図書館利用促進の協力についても協議を行い、引き続き「墨田区立ひきふね図書館」との連携を行っていくこととしている。

連携事項としては、本学学生による読み聞かせ会を、令和7(2025)年度に地域の子どもを対象に行うことを計画した。

また、「墨田区立ひきふね図書館」での本学教員の講座・講演の実施の可能性やICT・ビジネス領域に関連する図書資料の選書協力なども検討を行い、令和7(2025)年度以降も引き続き協議していく。

評価の視点(3) 施設・設備の安全性・利便性

留意点① 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

計画：施設・設備の利便性(バリアフリー)について、現状を踏まえ検証する。

本学は令和2(2020)年竣工の校舎であり、バリアフリーに配慮した建築をしている。

施設・設備において、学生・教職員の利便性を高めるため、また、学生をはじめ、教職員を侵入者から守るため、自動ドアのセキュリティシステムを導入し、平日19時から学生証または職員証を携帯している者のみ入館できるようにしている。

さらに、車椅子の学生等がセキュリティシステムの自動ドアを利用しやすくなるよう、読み取り機器の増設や読み取りから開閉までの時間を調節するなど、利用者の声を反映している。

また、障がいがある学生・教職員の通学・通勤の利便性を確保するために駐車スペースを用意している。

留意点② 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

計画：施設・設備の安全性（耐震性を含め）について、年度点検等を実施の上、メンテナンスを行う。

本学は、文部科学省の「学校施設耐震化推進指針」に基づいて、整備している。施設・設備の点検に関して、「年度計画」に従い、滞りなく実施した。

また、不具合が出た際には、施工業者に連絡をとり、適宜、修繕を行い、授業運営等に支障が出ないよう、メンテナンスを行っている。

基準4. 教育課程

基準項目4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点(1) ディプロマ・ポリシーの策定と周知

留意点① ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

計画：教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。

令和6(2024)年3月21日、令和6(2024)年3月22日、令和6(2024)年4月1日開催の「令和6(2024)年度前期教務ガイダンス」及び令和6(2024)年9月6日開催の「令和6(2024)年度後期履修ガイダンス」において、ディプロマ・ポリシーを掲載した「学生便覧」を資料として配付し、学生への周知を図った。

評価の視点(2) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

留意点① ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

留意点② ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

計画：各教員に、シラバスへの成績評価方法・評価割合の明示、履修規程・シラバスに基づいた成績評価・単位認定を依頼するとともに、成績疑義照会の制度を適切に運用する。あわせて、成績分布や成績疑義照会の内容等を確認し、成績評価・単位認定が厳正に行われているか検証する。また、卒業認定にあたり、卒業要件単位の修得状況、卒業課題の取組内容の確認を行うことで、卒業基準を厳正に運用する。

「2024年度版シラバス作成要領」を作成し、必須事項としてシラバスへの成績評価方法・評価割合の記載を各教員に依頼した。また、作成されたシラバスについて、成績評価方法等が明記されているか学務委員が確認した後、学生に公開した(令和6(2024)年1月12日開催「学務委員会」承認)。

その上で、成績評価にあたっては、シラバスに基づいて成績評価・単位認定を行うとともに、その根拠を保管するよう各教員に依頼した。

成績発表後、成績評価の公正性を担保するため、学生からの成績疑義照会を受け付けた結果、成績訂正はあったものの、不適切な成績評価は確認されなかった。なお、前年比、成績疑義照会件数、成績訂正件数・率ともに減少していることも確認している。

また、第4学年の学生(216名)について、卒業要件単位の修得状況及び卒業課題の内容の確認を通じて、ディプロマ・ポリシーに定める各能力の修得状況を確認し、139名(令和6(2024)年9月卒業：2名/令和7(2025)年3月卒業：137名)の学生に対し卒業を認め、学位を授与した(令和6(2024)年9月25日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年3月7日開催「学部教務委員会」承認)。

【成績疑義照会状況】

- 照会件数 : 33件 (前年同期比：-37件)
- 成績訂正件数 : 6件 (前年同期比：-13件)
- 成績訂正率 : 18.2% (前年同期比：-8.9%)

<参考：令和5(2023)年度前期>

●照会件数 : 70件

●成績訂正件数 : 19件

●成績訂正率 : 27.1%

留意点③ 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力について単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

計画：入学前の実務経験を通じて取得した実践的な能力に係る単位認定の仕組み・基準を検討する。

令和7(2025)年度入学者からの適用に向け、教育課程を再編成することを踏まえ、入学前の実務経験を通じて取得した実践的な能力に係る単位認定の仕組み・基準については、令和7(2025)年度に改めて検討することとした。

基準項目 4-2. 教育課程及び教授方法

評価の視点 (1) カリキュラム・ポリシーの策定と周知

留意点① カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

計画：教務ガイダンス及び「学生便覧」により学生にカリキュラム・ポリシーを周知する。

令和6(2024)年3月21日、令和6(2024)年3月22日、令和6(2024)年4月1日開催の「令和6(2024)年度前期教務ガイダンス」及び令和6(2024)年9月6日開催の「令和6(2024)年度後期履修ガイダンス」において、カリキュラム・ポリシーを掲載した「学生便覧」を資料として配付し、学生への周知を図った。

評価の視点 (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

留意点① カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

計画：カリキュラム・ポリシーに基づき開設する各授業科目について、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標の設定とその学修成果を適切に評価する成績評価方法の設定・運用を各教員に依頼する。また、学修ポートフォリオを整備し、学生がディプロマ・ポリシーを意識しつつ、教育課程上の学修を進められる仕組みを構築する。

「2024年度版シラバス作成要領」を作成し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー上の位置付けや他の授業科目との関係性を踏まえた上での各授業科目における到達目標の設定及び当該授業科目の履修を通じた学修成果を適切に評価するための成績評価方法・評価割合の設定を各教員に依頼した（令和6(2024)年1月12日開催「学務委員会」承認）。

また、学修ポートフォリオの整備にあたり、現行の教育課程における各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係、各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上で占める比重等の整理を引き続き進めるとともに、令和7(2025)年度入学者から適用することを予定している新教育課程について、学修ポートフォリオを整備する上での土台となるカリキュラムマップを作成した（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認）。

加えて、新教育課程においては、必修科目の減、選択（必修）科目の増により、学生自身の志向に応じた科目選択を可能とすることに伴い、学生がよりディプロマ・ポリシーを意識し、具体的な将来像を描きながら教育課程における学修を進められるよう5つの人材モデルを示した履修モデルを策定した（令和6(2024)年8月26日開催「学部教務委員会」承認）。

評価の視点 (3) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

留意点① カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

計画：学部長と協働し、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を再編成する。

「学部長」「学部長補佐」と連携し、令和7(2025)年度入学者からの適用に向け、基礎科目・職業専門科目（経営科目、情報通信技術科目）・展開科目担当教員の意見や「教育課程連携協議会」の意見、卒業時アンケートの結果等を踏まえつつ、専攻領域となる経営学・情報科学及び応用領域となる語学・国際学の学びを融合したより実践的な教育を展開するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。その上で、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、カリキュラム・ポリシーを具現化するための授業科目

の開設や段階的な学びに配慮した科目配当等の検討を行い、各領域の学びを活かしたプロジェクト型演習科目を中心に据えた学位プログラムとすべく教育課程の再編成案を策定した。その後、授業科目の名称や授業形態、科目配当の調整、一部の授業科目における履修条件の設定などを行った上、「学則」及び「学部履修規程」を改正し、教育課程を再編成した。

なお、教育課程の再編成にあたっては、その体系性を確保するため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの対応関係、各ポリシーにおける各授業科目の位置付け、授業科目間の関係性を示すカリキュラムマップを整理している。

また、再編成後の教育課程においては、必修科目の減、選択（必修）科目の増により、学生自身の志向に応じた科目選択を可能とすることに伴い、学生がよりディプロマ・ポリシーを意識し、具体的な将来像を描きながらカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に学修を進められるよう5つの人材モデルを示した履修モデルを策定した（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年8月26日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年12月11日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年1月15日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認）。

留意点② シラバスを適切に整備しているか。

計画：年度当初に「シラバス作成要領」を策定し、当該要領に基づいたシラバスの作成を各教員に依頼する。また、作成されたシラバスを確認し、不適切な記載等については修正する。

「2024年度版シラバス作成要領」を策定し、当該要領に基づくシラバスの作成を各教員に依頼した。

また、作成されたシラバスについて、非常勤講師担当科目のものを中心に、当該要領に基づき確認を行い、不適切な記載等がある場合は、担当教員に修正を依頼し、適切に修正されたことを確認した上で、学生に公開した。

なお、年度当初に担当教員が未定であった授業科目については、担当教員が決定し、シラバスが作成され次第、同様に確認し、適宜修正した上で、学生に公開した（令和6(2024)年1月12日開催「学務委員会」承認）。

留意点③ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

計画：履修規程に定める履修登録上限単位数の範囲内での履修登録を学生に指導するとともに、適切な学修時間の確保に向け、各学生の履修登録状況を確認する。また、成績優秀者に係る履修登録単位数上限超過制度について、内規に基づき適切に運用するとともに、適用者の学修状況を確認し、制度の妥当性を検証する。

令和6(2024)年3月21日、令和6(2024)年3月22日、令和6(2024)年4月1日開催の「令和6(2024)年度前期教務ガイダンス」及び令和6(2024)年9月6日開催の「令和6(2024)年度後期履修ガイダンス」において、年間の履修登録上限単位数の範囲内で計画的に履修を進めるよう学生に指導した。その上で、各学期の履修登録時に、履修登録科目数が過多となっている学生については、各授業科目の学修に十分な時間を確保できるよう履修登録科目の取消しを指導した。

また、成績優秀者として履修登録単位数上限超過の申請があった学生については、令和5(2023)年度のGPA・単位修得状況から適切に学修を進められる学生であることを確認した上で、申請を許可した。

なお、履修登録単位数上限超過を許可した学生5名のうち3名が実際に上限を超過した履修登録を行い、いずれの学生も令和6(2024)年度における単位修得率は100%、年度GPAは3.5以上を維持していることから、妥当な制度設計となっていることを確認している（令和6(2024)年4月24日開催「学部教務委員会」承認）。

【成績優秀者に係る履修登録上限単位数超過申請状況】

- 申請者数：5名
- 許可者数：5名

留意点④ 教育課程の編成に当たり、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を涵養するよう適切に配慮しているか。

計画：学部長と協働し、職業倫理の涵養に配慮しつつ、実践力育成に主眼をおいた教育課程を再編成する。

「学部長」「学部長補佐」と連携し、令和7(2025)年度入学者からの適用に向け、基礎科目・職業専門科目（経営科目、情報通信技術科目）・展開科目担当教員の意見や「教育課程連携協議会」の意見、卒業時アンケートの結果等を踏まえつつ、専攻領域となる経営学・情報科学及び応用領域となる語学・国際学の学びを融合したより実践的な教育を展開するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。その上で、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、カリキュラム・ポリシーを具現化するための授業科目の開設や段階的な学びに配慮した科目配当等の検討を行い、各領域の学びを活かしたプロジェクト型演習科目を中心に据えた学位プログラムとすべく教育課程の再編成案を策定した。その後、授業科目の名称や授業形態、科目配当の調整、一部の授業科目における履修条件の設定などを行った上、「学則」及び「学部履修規程」を改正し、教育課程を再編成した。

再編成後の教育課程における職業専門科目の授業科目は、現行の経営科目及び情報通信技術科目に加え、領域共通科目の3つの科目群に区分して開設することとした。

経営科目では、まず経営学の学びを深める上での素地を築くため、組織管理、マーケティング、会計・財務、法務の基礎理論を扱う授業科目を引き続き1年次の必修科目として配置した。その上で、2年次以降にその発展的な内容を扱う授業科目を配置し、段階的に専門性を高められる構成としている。なお、経営科目の再編成にあたっては、現行の教育課程における授業科目を基本としつつも、企業経営に係る実務や起業に必要な知識・技能の修得により特化したものとなるよう授業内容や開設科目の見直しを行った。例えば、現行の教育課程において、情報通信技術関連の法制度やコンテンツ・広告に係る諸法を中心に扱う授業科目である「法務リテラシーⅡ」は、「企業法務応用」に科目名称を改め、商事法を中心に、企業経営に必要な応用的な法的知識を修得する授業内容に変更することとした。

情報通信技術科目については、現行の教育課程において、システムデザイン基礎、システムデザイン応用、ネットワーク・セキュリティに区分して授業科目を開設しているもの

を、見直し後のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、ICT基礎、インフラストラクチャ設計・構築、アプリケーション設計・開発、ネットワーク・セキュリティ、データサイエンスの5つの科目区分に再整理した。その上で、より発展的・実践的な教育を展開することができるようプログラミング、メディアデザイン、情報セキュリティ、データサイエンス等に関する授業科目の拡充を図るとともに、科目区分ごとに基礎的な内容から発展的な内容へと学びを深めることができる科目配当とした。なお、情報通信技術科目の6割以上の授業科目を演習・実習科目とすることで、知識だけでなく、実践的な能力の養成に配慮している。

現行の教育課程において、情報通信技術を活用したビジネス創出に係る実践力養成の要としている「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」及び「インターンシップⅠ・Ⅱ」については、経営科目及び情報通信技術科目の両科目群に跨る授業科目であることを明確にするため、経営科目から領域共通科目に位置付けを変更するとともに、担当教員や「臨地実務実習」先企業からの意見を踏まえ、より教育効果が高まるよう見直しを行った。「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」は、現行の教育課程において、ビジネスプランを構想し、その事業化を目指す授業科目として開設しているものの、再編成後の教育課程においては、新たな経済的価値・社会的価値を生むサービス・ビジネスの創案に取り組むプロジェクト型演習科目を新設することから、ビジネスプランの立案や提案、資金調達手法の学修に焦点を置いた授業内容に変更することとした。加えて、現行の教育課程においては、1年次から4年次までを通した必修科目としているものの、1年次に経営学・情報科学の基礎的な知識・技能を修得した後、事業構想・提案に係る演習を行うことでより教育効果が見込まれることから、科目名称を「イノベーションプロジェクトA～D」に変更の上、2年次から4年次までの必修科目として再編した。また、「インターンシップⅠ・Ⅱ」については、現行の教育課程において、3年次前期に「インターンシップⅠ」、3年次後期に「インターンシップⅡ」としてそれぞれ40日間の「臨地実務実習」を行う授業科目としているが、「臨地実務実習」先企業から「2ヶ月+2ヶ月の実習では、中途半端な指導にとどまってしまうため（中略）4ヶ月連続して実習ができる」と良い」等の意見があったことを踏まえ、より教育効果が高まるよう「臨地実務実習」に名称変更の上、1科目に統合し、3年次前期に約4ヶ月間の「臨地実務実習」を行うものとした。

展開科目は、国際コミュニケーション科目と位置付け、現行の教育課程に引き続き、応用領域として語学・国際学を扱う科目群とした。本科目群では、グローバル化が進展する中で、経営科目及び情報通信技術科目の学修内容を活かし、国際的にビジネスを展開する能力を身に付けさせるため、基本的なビジネス英語のみならず、討論、企画提案、交渉などの場面に応じたより高度な英語表現技法や文化的背景の異なる他者と協働するために必要な国際感覚・国際的視野を養う授業科目を開設する。また、「中国語コミュニケーション（初級）」「中国語コミュニケーション（中級）」を新設し、英語以外の言語にも対応するとともに、英語によるビジネスプランの策定・プレゼンテーションを行う演習科目「Global Business Pitch」を新設し、より実践的な教育を展開できる科目構成とした。

その上で、職業専門科目の領域共通科目として「基礎プロジェクトⅠ・Ⅱ」、総合科目として「プロジェクト実践演習Ⅰ～Ⅲ」を新設し、一連の必修科目として履修させることとした。当該一連の授業科目において学生は2年次から4年次までを通貫し1名の指導教員による指導の下、経営と情報通信技術に関する知識・技能、国際的な感覚・視野を統合的に活

用してプロジェクト型演習に取り組み、最終的に4年間の集大成となる卒業課題を作成する。2年次から4年次までを通して修得した知識・技能を実践的に活用する機会を与えることで、より実用的な知識・技能として定着を図る一方、不足する知識・技能を自覚させ、それを他の授業科目の履修により補完した上で再度実践するサイクルを繰り返すことができるようにした。これにより本学部が育成する「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」としての実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させる教育課程とした。

また、基礎科目として「経営倫理」を開設し、情報通信技術を活用した新たなサービス等を構想し、ビジネスとして展開する上で必要となる倫理観を涵養している（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年12月11日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年1月15日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認）。

留意点⑤ 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で教育課程の編成、見直しなどを行っているか。

計画：学部長と協働し、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、教育課程を再編成する。

「学部長」、「学部長補佐」と連携し、令和7(2025)年度入学者からの適用に向け、基礎科目・職業専門科目（経営科目、情報通信技術科目）・展開科目担当教員の意見や「教育課程連携協議会」の意見、卒業時アンケートの結果等を踏まえつつ、専攻領域となる経営学・情報科学及び応用領域となる語学・国際学の学びを融合したより実践的な教育を展開するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。その上で、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、カリキュラム・ポリシーを具現化するための授業科目の開設や段階的な学びに配慮した科目配当等の検討を行い、各領域の学びを活かしたプロジェクト型演習科目を中心に据えた学位プログラムとすべく教育課程の再編成案を策定した。その後、授業科目の名称や授業形態、科目配当の調整、一部の授業科目における履修条件の設定などを行った上、「学則」及び「学部履修規程」を改正し、教育課程を再編成した。

令和5(2023)年度までに開催された「教育課程連携協議会」において、育成する具体的な人材モデルや本学部の専攻分野に係る職業を担う上で、必要となる知識・技能等について検討がなされてきた経緯を踏まえ、再編成後の教育課程においては、学生がより目的意識を持ち、具体的な将来像を描きながらカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に学修を進められるよう5つの人材モデルを示した履修モデルを策定した。また、「教育課程連携協議会」から日本の企業文化や昨今の社会動向に鑑み、単に知識・技能を身に付けているだけでなく、自ら創意工夫し、プラスアルファの成果を出すことができる人材の育成や実践を通じて学生に不足する知識・技能等を自覚させた上で、理論を教授し、再度の実践を通じて理論知を実践知に昇華させるサイクルを回す教育の在り方の重要性が示されたことを踏まえ、2年次から4年次までを通貫したプロジェクト型演習科目を教育課程の中心的な授業科目として新設することとした（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年8月26日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年12月11日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年1月15日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認）。

留意点⑥ 基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目の各授業科目を適切に開設しているか。

計画：学部長と協働し、専門職大学設定基準上の趣旨を踏まえつつ、基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目の授業科目を適切に開設する教育課程を再編成する。

「学部長」「学部長補佐」と連携し、令和7(2025)年度入学者からの適用に向け、基礎科目・職業専門科目（経営科目、情報通信技術科目）・展開科目担当教員の意見や「教育課程連携協議会」の意見、卒業時アンケートの結果等を踏まえつつ、専攻領域となる経営学・情報科学及び応用領域となる語学・国際学の学びを融合したより実践的な教育を展開するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。その上で、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、カリキュラム・ポリシーを具現化するための授業科目の開設や段階的な学びに配慮した科目配当等の検討を行い、各領域の学びを活かしたプロジェクト型演習科目を中心に据えた学位プログラムとすべく教育課程の再編成案を策定した。その後、授業科目の名称や授業形態、科目配当の調整、一部の授業科目における履修条件の設定などを行った上、「学則」及び「学部履修規程」を改正し、教育課程を再編成した。

再編成後の教育課程においても「変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」の育成を目的に、専門職大学設定基準上の趣旨を踏まえつつ、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を開設することとしている。

基礎科目は、現行の教育課程に引き続き現代社会基礎科目として位置づけ、「生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する」との「専門職大学設置基準」上の主旨を踏まえつつ、開設する授業科目の見直しを行った。具体的には、学生自らが自身の生涯・キャリアに関する明確な目標を持ち、意欲的に行動できるようになるよう引き続き「イノベーションの志」、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開設するとともに、円滑なキャリア形成に資する授業科目として基本的なビジネススキルの修得を目指す「ビジネス入門」を新設した。また、グローバル化の進展、著しい技術進歩など、激しく変化し複雑化する現代社会を複眼的・論理的に捉え、順応し続けられる能力を身に付けさせるため、語学を扱う「英語コア・スキルズⅠ・Ⅱ」を引き続き開講するとともに、教育内容の充実に向け、「先端グローバル社会」、「ICTと人間」などの授業科目を廃止し、新たに「サステナビリティ経営」「最新技術動向論」などの授業科目を開設することとした。

職業専門科目は、本学部の目的を達成する上でより効果的な教育を展開できるよう、現行の経営科目及び情報通信技術科目に加え、領域共通科目の3つの科目群に区分して授業科目を開設することとした。

経営科目では、まず経営学の学びを深める上での素地を築くため、組織管理、マーケティング、会計・財務、法務の基礎理論を扱う授業科目を引き続き1年次の必修科目として配置した。その上で、2年次以降にその発展的な内容を扱う授業科目を配置し、段階的に専門性を高められる構成としている。なお、経営科目の再編成にあたっては、現行の教育課程における授業科目を基本としつつも、企業経営に係る実務や起業に必要な知識・技能の修

得により特化したものとなるよう授業内容や開設科目の見直しを行った。例えば、現行の教育課程において、情報通信技術関連の法制度やコンテンツ・広告に係る諸法を中心に扱う授業科目である「法務リテラシーⅡ」は、「企業法務応用」に科目名称を改め、商事法を中心に、企業経営に必要となる応用的な法的知識を修得する授業内容に変更することとした。

情報通信技術科目については、現行の教育課程において、システムデザイン基礎、システムデザイン応用、ネットワーク・セキュリティに区分して授業科目を開設しているものを見直し後のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、ICT基礎、インフラストラクチャ設計・構築、アプリケーション設計・開発、ネットワーク・セキュリティ、データサイエンスの5つの科目区分に再整理した。その上で、より発展的・実践的な教育を展開することができるようプログラミング、メディアデザイン、情報セキュリティ、データサイエンス等に関する授業科目の拡充を図るとともに、科目区分ごとに基礎的な内容から発展的な内容へと学びを深めることができる科目配当とした。なお、情報通信技術科目の6割以上の授業科目を演習・実習科目とすることで、知識だけでなく、実践的な能力の養成に配慮している。

現行の教育課程において、情報通信技術を活用したビジネス創出に係る実践力養成の要としている「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」及び「インターンシップⅠ・Ⅱ」については、経営科目及び情報通信技術科目の両科目群に跨る授業科目であることを明確にするため、経営科目から領域共通科目に位置付けを変更するとともに、担当教員や「臨地実務実習」先企業からの意見を踏まえ、より教育効果が高まるよう見直しを行った。「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」は、現行の教育課程において、ビジネスプランを構想し、その事業化を目指す授業科目として開設しているものの、再編成後の教育課程においては、新たな経済的価値・社会的価値を生むサービス・ビジネスの創案に取り組むプロジェクト型演習科目を新設することから、ビジネスプランの立案や提案、資金調達手法の学修に焦点を置いた授業内容に変更することとした。加えて、現行の教育課程においては、1年次から4年次までを通した必修科目としているものの、1年次に経営学・情報科学の基礎的な知識・技能を修得した後、事業構想・提案に係る演習を行うことでより教育効果が見込まれることから、科目名称を「イノベーションプロジェクトA～D」に変更の上、2年次から4年次までの必修科目として再編した。また、「インターンシップⅠ・Ⅱ」については、現行の教育課程において、3年次前期に「インターンシップⅠ」、3年次後期に「インターンシップⅡ」としてそれぞれ40日間の「臨地実務実習」を行う授業科目としているが、「臨地実務実習」先企業から「2ヶ月+2ヶ月の実習では、中途半端な指導にとどまってしまうため（中略）4ヶ月連続して実習ができる方が良い」等の意見があったことを踏まえ、より教育効果が高まるよう「臨地実務実習」に名称変更の上、1科目に統合し、3年次前期に約4ヶ月間の「臨地実務実習」を行うものとした。

展開科目は、国際コミュニケーション科目と位置付け、現行の教育課程に引き続き、応用領域として語学・国際学を扱う科目群とした。本科目群では、グローバル化が進展する中で、経営科目及び情報通信技術科目の学修内容を活かし、国際的にビジネスを展開する能力を身に付けさせるため、基本的なビジネス英語のみならず、討論、企画提案、交渉などの場面に応じたより高度な英語表現技法や文化的背景の異なる他者と協働するために必要な国際感覚・国際的視野を養う授業科目を開設する。また、「中国語コミュニケーション

ン（初級）」「中国語コミュニケーション（中級）」を新設し、英語以外の言語にも対応するとともに、英語によるビジネスプランの策定・プレゼンテーションを行う演習科目「Global Business Pitch」を新設し、より実践的な教育を展開できる科目構成とした。

その上で、職業専門科目の領域共通科目として「基礎プロジェクトⅠ・Ⅱ」、総合科目として「プロジェクト実践演習Ⅰ～Ⅲ」を新設し、一連の必修科目として履修させることとした。当該一連の授業科目において学生は2年次から4年次までを通貫し1名の指導教員による指導の下、経営と情報通信技術に関する知識・技能、国際的な感覚・視野を統合的に活用してプロジェクト型演習に取り組み、最終的に4年間の集大成となる卒業課題を作成する。2年次から4年次までを通して修得した知識・技能を実践的に活用する機会を与えることで、より実用的な知識・技能として定着を図る一方、不足する知識・技能を自覚させ、それを他の授業科目の履修により補完した上で再度実践するサイクルを繰り返すことができるようにした。これにより本学部が育成する「新たなサービス・ビジネスを生み出す人材」としての実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させる教育課程とした（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年12月11日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年1月15日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認）。

評価の視点（４）教養教育の実施

留意点① 教養教育を適切に実施しているか。

計画：学部長と協働し、幅広い教養の修得にも配慮した教育課程を再編成する。

「学部長」、「学部長補佐」と連携し、令和7(2025)年度入学者からの適用に向け、基礎科目・職業専門科目（経営科目、情報通信技術科目）・展開科目担当教員の意見や「教育課程連携協議会」の意見、「卒業時アンケート」の結果等を踏まえつつ、専攻領域となる経営学・情報科学及び応用領域となる語学・国際学の学びを融合したより実践的な教育を展開するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。その上で、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、カリキュラム・ポリシーを具現化するための授業科目の開設や段階的な学びに配慮した科目配当等の検討を行い、各領域の学びを活かしたプロジェクト型演習科目を中心に据えた学位プログラムとすべく教育課程の再編成案を策定した。その後、授業科目の名称や授業形態、科目配当の調整、一部の授業科目における履修条件の設定などを行った上、「学則」及び「学部履修規程」を改正し、教育課程を再編成した。

教育課程の再編成にあたっては、「教育基本法」の趣旨を踏まえ、教養教育の適切な実施にも配慮した。具体的には、基礎科目として「英語コア・スキルズⅠ・Ⅱ」「英米文化演習」「eスポーツ」「サステナビリティ経営」「最新技術動向論」「社会調査法」「数学基礎」などの授業科目を開設することとし、グローバル化の進展、著しい技術進歩など、激しく変化し複雑化する現代社会を複眼的・論理的に捉え、順応する上で必要となる教養を身に付けさせる教育課程とした（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年12月11日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年1月15日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認）。

評価の視点（５）教授方法の工夫と効果的な実施

留意点① アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

計画：FD・SD推進室と連携し、より教育効果を高める授業実施方法等を各教員へ共有する。

令和6(2024)年度より教育研究実施組織が再編され、FD活動の企画・運営主体として「FD・SD推進室」が設置されるとともに、「学部教務委員会」がFD活動に係る審議機関となった。これに伴い、「FD・SD推進室」と密に連携し、FD活動の一環として効果的な授業実施方法等を各教員へ共有する仕組みについて検討を進めた。その結果として、「授業改善アンケート」において学生評価の高い授業科目における取組事例を年度末に開催する全体会議において全学的に共有することを計画した。しかしながら、令和7(2025)年度に専任教員体制の大幅な変更が予定されていることに伴い、全体会議の運営方法・内容の見直しが行われ、全体会議内での実施が困難となったことから実現には至らなかった。

ただ、各授業科目のシラバスなどから、特に演習・実習科目において、実務経験のある外部講師による講話・指導、グループ学習、グループ討議、ケーススタディ、プレゼンテーションなど、学生の主体性を引き出し、より効果的に実践力を育成するための授業方法が取り入れられていることを確認している。例えば、経営科目の中核的な授業科目である「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」においては、グループワークを中心に新規サービス等を検討させ、担当教員や実務経験のある外部講師の指導を通じて具体的なビジネスプランを策定させている。その上で、学外から招聘したベンチャーキャピタリスト等に対し、策定したビジネスプランのプレゼンテーションを行い、評価を受ける機会を設けている。

留意点② 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

計画：各授業科目について、専門職大学設置基準に基づく原則40名以下での授業実施に向け、必要なクラス数を開講するとともに、履修者数を適切に管理する。

「専門職大学設置基準」を遵守し、十分な教育効果を上げられるよう令和5（2023）年度における卒業見込者数、令和6(2024)年度における入学予定者数・学籍異動見込者数を勘案するとともに、過去の履修登録実績・各学生の単位修得状況を踏まえた上で、開講クラス数を設定した（令和6(2024)年2月7日開催「学務委員会」承認）。

また、履修登録時の定員管理を厳格に行い、前期1科目（1クラス）、後期1科目（1クラス）を除き、40名以下で授業を実施した。

なお、履修者数40名超となった2科目における履修者数はいずれも41名と1名の超過であり、授業運営・教育効果に影響はないものと判断している。

【履修者数40名超の授業科目】

（前期開講科目）

- 「日本文化」（履修者数：41名）

（後期開講科目）

- 「国際メディア論」（履修者数：41名）（回答）

基準項目 4-3. 学修成果の把握・評価

評価の視点 (1) 三つのポリシーを踏まえた学修成果

留意点① 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

計画：各授業科目について、シラバスへのディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標の記載を各教員に依頼し、学生に公開する。

「2024年度版シラバス作成要領」を作成し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー上の位置付けや他の授業科目との関係性を踏まえた上での各授業科目における到達目標の設定を必須事項として各教員にシラバスの作成を依頼した。また、作成されたシラバスについて、到達目標が明記されているか学務委員が確認した後、学生に公開した（令和6(2024)年1月12日開催「学務委員会」承認）。

留意点② 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

計画：学修成果の可視化に向けた学修ポートフォリオを導入することで、各年次における学修状況を点検・評価する仕組みを構築する。

また、卒業時アンケート調査を引き続き実施し、その結果分析を通じて、教育課程全体における学修成果を点検・評価する。

学修成果の可視化に向け、学修ポートフォリオを整備するにあたり、現行の教育課程における各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係、各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上で占める比重等の整理を引き続き進めるとともに、令和7(2025)年度入学者から適用することを予定している新教育課程について、学修ポートフォリオを整備する上での土台となるカリキュラムマップを作成した（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認）。

令和5(2023)年度卒業生に対して実施した「卒業時アンケート」について、選択式回答の集計・分析を行い、学修達成度の自己評価、学修内容・環境・支援に対する満足度、学修状況、学修支援に係る制度等の活用状況などを把握するとともに、明らかになった学修支援上の課題点について「学部教授会」で全学的に共有した。また、記述式回答により得た本学での学修に関する学生からの主な意見についても全学的な共有を図った（令和6(2024)年4月24日開催「学部教務委員会」報告、令和6(2024)年5月22日開催「学部教授会」報告）。

データを経年で取得し比較分析するため、令和6(2024)年度卒業生に対する卒業時アンケートの項目は、令和5(2023)年度卒業生と同一にすることとし、令和6(2024)年度卒業生に対してアンケートを実施した（令和6(2024)年9月25日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認）。

評価の視点 (2) 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

留意点① 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィード

バックしているか。

計画：単位修得状況、成績分布、授業改善アンケート・卒業時アンケートの結果等を分析し、教育課程の再編成に向けた検討に活用する。授業改善アンケート結果を踏まえ、個々の授業運営に関する課題を抽出して改善のための施策を立案・実施する。

令和5(2023)年度卒業生に対して実施した「卒業時アンケート」について、選択式回答の集計・分析を行い、学修達成度の自己評価、学修内容・環境・支援に対する満足度、学修状況、学修支援に係る制度等の活用状況などを把握するとともに、明らかになった課題点について「学部教授会」で全学的に共有した。また、記述式回答により得た本学での学修に関する学生からの主な意見についても全学的な共有を図った（令和6(2024)年4月24日開催「学部教務委員会」報告、令和6(2024)年5月22日開催「学部教授会」報告）。

「卒業時アンケート」の集計・分析を通じてディプロマ・ポリシーに定める学修成果のうち「情報通信技術に関する知識・スキル」の習熟度に係る学生の自己評価が相対的に低い傾向にあることが明らかになったことを踏まえ、教育課程の再編成にあたっては、情報科学関連の学修を充実させられるよう配慮した。具体的には、職業専門科目の情報通信技術科目について、現行の教育課程においては、システムデザイン基礎、システムデザイン応用、ネットワーク・セキュリティに区分して授業科目を開設しているものを、見直し後のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、ICT基礎、インフラストラクチャ設計・構築、アプリケーション設計・開発、ネットワーク・セキュリティ、データサイエンスの5つの科目区分に再整理し、学生がディプロマ・ポリシーを意識しながら学修を進められるようにした。その上で、より教育内容を充実させるため、

プログラミング、メディアデザイン、情報セキュリティ、データサイエンス等に関する授業科目の拡充を図った。また、段階的に学びを深められるよう、5つの科目区分ごとに基礎的な内容から発展的な内容へと進む科目構成とした。なお、学生の主体的な学びを促し、学修内容の定着を図るため、情報通信技術科目の6割以上の授業科目は演習・実習科目としている（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年12月11日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年1月15日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認）。

「授業改善アンケート」の結果を踏まえた授業内容・方法の改善に係る施策については、「FD・SD推進室」と連携して検討を進めた。その結果として、年度末に開催する「教職員全体会議」で、「授業改善アンケート」において学生評価の高い授業科目における取組事例を全学的に共有すること及び「授業改善アンケート」から把握された優先度の高い課題をテーマとしてFD研修を実施することを計画した。しかしながら、令和7(2025)年度に専任教員体制の大幅な変更が予定されていることに伴い、「教職員全体会議」の運営方法・内容の見直しが行われ、「教職員全体会議」内での実施が困難となったことから実現には至らなかった。

基準5. 教員・職員

基準項目5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

評価の視点(1) 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

留意点① 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

計画：学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているかを検証する。

「学長」は、本学「学則」第9条に「本学に学長を置く」ことと、「学長は本学を統括し代表する」と定め、本学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有し、本学教職員を統督することを明確にしている。

また、「学長」の補佐体制として同10条に「本学に副学長を置くことができる」こととし「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定めている。第11条においては「情報経営イノベーション学部に学部長を置く」同条第2項では「学部長は学部を代表し、当該学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。」と定めている。

さらに第18条において「大学運営会議」を設置し、「学長」の意思決定にあたって、多角的に検討・調整できる体制を整えている。

これらを「学則」上、明確に規定し、「学長」が業務執行において適切なリーダーシップを発揮できる環境を整備している。

評価の視点(2) 権限の適切な分散と責任の明確化

留意点① 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

計画：大学の意思決定の権限と責任が明確になっているかを検証する。

情報経営イノベーション専門職大学内部質保証体制の枠組みの中で、「大学運営会議」が「大学全体として内部質保証に責任を負う委員会」であり「経営に係る運営に関する重要事項を審議する委員会」であることが明確となった（令和6(2024)年4月10日開催「大学運営会議」承認、令和6(2024)年4月17日開催「学部教授会」承認、令和6(2024)年4月29日「学長」決定）。

「大学全体」の内部質保証に「責任を負う」ことと「大学経営」の「重要事項」を審議することが、規定上、明確になった理由により、構成員を少人数にし、今まで以上に深く議論ができるようにした。くわえて、法人からも「理事長」をはじめ、4名の理事が、オブザーバー的観点を有した、構成員以外の出席者として陪席するようにした。これにより、大学内の連携だけでなく法人とも連携し、迅速かつ深い議論ができるようになった。

構成員：学長、副学長、学部長、イノベーションマネジメント局局长、各ユニット長
オブザーバー：理事長、常務理事、財務担当理事、人事担当理事、経営企画室担当理事

また、「イノベーションマネジメント局」の事務組織及び事務分掌についても、大学運営上、支障のないよう、規程を整理し、改正した（令和6(2024)年4月1日施行）。これにより、ユニットごとの役割が明確になった。

しかしながら、「大学運営会議」の機能を高めることを目的とした「学長」と「副学長」

の連携、「イノベーションマネジメント局」による「大学運営会議」事務運営支援については、「強化」されたとまでは言えない状況にある。大学組織としての機能を高めることを目的に、次年度に向けて、大幅に大学組織を再編することとした。

留意点② 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

計画：教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか検証する。

令和6(2024)年度から、「内部質保証の確立」と「教育目的を達成するために行う管理運営」（教学マネジメント）をさらに推進するため委員会組織等編制を行った。

具体的には、「学部教授会」の機能強化である。「学位プログラム」を遂行する「学部」に属する教員が責任をもって主体的に運営する必要があることから、「学部」に属する教員が「三つの方針に基づき自律的に体系的かつ組織的な大学教育を展開し、その成果の適切な点検・評価を行い、その上で教育改善に取り組む」ことを明確にするため、「教授会」名称を「学部教授会」に変更した。

「学部教授会」の位置づけについては、本学「学則」第19条において、その位置づけと役割を明確に規定している。さらに「学部教授会規程」において、その運営について明確に規定している。また、「学部教授会」のもとに「学部教務委員会」「学部学生委員会」「学部入学試験委員会」を置き、具体的な役割を各委員会規程において明確に規定している。

各委員会規程においては、所掌する事項を定めている。

「学部教授会」をはじめとする各種委員会等の位置づけと役割は明確に定められており、それぞれの規程に沿って、運営がなされ、意思決定が行われている。

留意点③ 教育課程連携協議会の組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、機能しているか。

計画：組織上の位置付け及び役割が明確になっている「教育課程連携協議会」が、機能しているかを検証する。

「教育課程連絡協議会」の位置づけと役割については本学「学則」第25条において規定している。

同協議会の具体的な運営、役割については「情報経営イノベーション専門職大学教育課程連絡協議会規程」において具体的に規定している。

これまで全10回協議会を開催し、教育課程の進行にあわせて、本学の教育課程を通じて養成する人材像、経営学・情報科学・グローバルコミュニケーションの各専攻領域における教育課程の改善点、地域社会と連携した授業科目の開発、「臨地実務実習」の効果的な実施方法、「経営」科目群の中核をなす授業科目「イノベーションプロジェクト」の実施状況とその評価などについて、協議を行ってきた。

令和6(2024)年度においては、令和6(2024)年9月26日及び令和7(2025)年3月27日に開催され、次年度のカリキュラム改正について説明した。また、委員より学生起業についての指摘があり、今後の検討課題として「学部教授会」を通じて学内で共有され、今後の自己点検活動に反映していく体制が整っている。

留意点④ 使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。（第Ⅲ期留意点）

計画：教学マネジメントが確立しているかという観点から、2024年度からの新たな委員会組織等編成を検証する。

令和 6(2024)年度から、「内部質保証の確立」と「教育目的を達成するために行う管理運営」（教学マネジメント）をさらに推進するため委員会組織等編成を行った。具体的には、「学部教授会」の機能強化である。「学位プログラム」を遂行する「学部に属する教員」が責任をもって主体的に運営する必要があることから、「学部に属する教員」が「三つの方針に基づき自律的に体系的かつ組織的な大学教育を展開し、その成果の適切な点検・評価を行い、その上で教育改善に取り組む」ことを明確にするため、「教授会」名称を「学部教授会」に変更した。

一方、教育課程に設けられた3つの領域について個々に検討する「各領域教育会議」、その連絡調整を図るために設置した「学部教育会議」については、教員の負担増という物理的な問題と具体的な施策遂行プロセスの複雑化を招き、実質的な機能を発揮できない状況にある。

このことから、教学マネジメントを確立し運用していくために委員会等の構成をはじめ、事務組織との協働体制を構築するために令和 7(2025)年度から抜本的な組織再編を行った（令和 6(2024)年 12 月 25 日開催「大学運営会議」承認、令和 7(2025)年 1 月 22 日開催「学部教授会」承認、令和 7(2025)年 2 月 14 日開催「理事会」承認）。

留意点⑤ 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか（第Ⅲ期留意点）

計画：副学長の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているかを検証する。

本学「学則」により、「学長」を助け「学長」の命を受けて公務をつかさどる「副学長」を置くことができる定めとなっている。

「副学長」は、PDCA サイクルを管理する「自己点検評価委員会」及び学生支援を審議する「学部学生委員会」のそれぞれ委員長であり、本学運営に関して、「学長」を補佐している。

留意点⑥ 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。（第Ⅲ期留意点）

計画：「教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項」が規則等に基づき周知され、実際に審議出来ているかを検証する。

本学「学則」第 20 条及び「情報経営イノベーション専門職大学学部教授会規程」第 2 条において、「学長」が「学部教授会」に諮問する事項を定めている。

「学長」は、あらかじめ「学則」等に定める事項に係る議案について、資料を含めて「学部教授会」構成員に提示したうえで、審議に付している。

ただし、成績や学籍異動など秘匿性の高い案件については、画面共有資料として、「学部教授会」当日に示している。

評価の視点（3）職員の配置と役割の明確化

留意点① 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

計画：教学マネジメントの遂行に必要な人員を適切に配置し、規則等に定められた役割を遂行する。

AP、CP、DPの3つのポリシーの実現に必要な組織（「自己点検評価委員会」、「学部教授会」（その下部組織である「学部教務委員会」「学部学生委員会」「学部入学試験委員会」）と固有の事項を扱う各種センター等の附属組織を整備し、必要な教員と実務に反映する事務職員を適切に配置している。

各委員会等規程に必要な構成員を規定し、その役割を明確化しているほか、意思決定に基づく実務を遂行する事務職員については「事務組織及び事務分掌規程」において役割を明確化している。

「イノベーションマネジメント局」（事務局）には、正規事務職員（責任者を除く）として、教学部門12名（学生・キャリア支援11名、教務1名）学生募集・広報部門9名（広報4名、学生募集4名、入試1名）、行政管理部門4名（経理1名、総務・施設管理2名、自己点検評価1名）を置いている（令和6(2024)年5月1日現在）。

基準項目 5-2. 教員の配置

評価の視点 (1) 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

留意点①設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。

計画：カリキュラム改訂に向け、大学に必要な専任教員を確保し、配置する。

本学全体の専任教員数は、「専門職大学設置基準」の必要専任教員数を充足している。「情報経営イノベーション学部」の専任教員数についても、「専門職大学設置基準」上の必要専任教員数を十分充足している。また、実務の経験等を有する専任教員（実務家教員）数、研究上の業績を併せ持つ実務家教員数も、「専門職大学設置基準」を充足している。

なお、今年度の定員変更と令和7(2025)年度からのカリキュラムの一部改正を行ったが、「専門職大学設置基準」上必要な専任教員数を確保している。

また、本学の教育理念等を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施するにあたって、以下の通り、専任教員を配置している。

情報通信技術分野に関しては、情報通信技術の最先端の研究者、情報通信技術の実務経験者、様々な情報通信技術科目の教授に優れている実業家を中心に構成している。

経営分野は、起業経験者、大企業の役員クラス、グローバルコンサルタント、経営系大学院の教員を中心に構成し、新たなサービス開発や起業教育を実現できる体制としている。

英語教員は、グローバル対応ができるようネイティブ教員や、語学力はもとよりグローバルな産業界で活躍している教員で構成している。

留意点② 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

計画：教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用計画においては、「大学運営会議」で審議、承認を得た後、募集を開始する。

選考方法においては、「情報経営イノベーション専門職大学教員の採用及び昇任に関する規程」に則り、応募者の業績等の応募書類を基に書類選考を行い、その結果により面接試験を行い、候補者を決定したが、模擬授業は行っていない。

書類採用の可否に関しては、「学部教務委員会」「学部教授会」「大学運営会議」で審議を行い、採用の可否は「理事長」が決定している。

昇任に関しては、「情報経営イノベーション専門職大学教員の採用及び昇任に関する規程」に則り、昇任の請求がなされたものに対しては、毎年10月末までに、業績一覧に研究業績を示すものを添え、「学部教務委員会」「学部教授会」「大学運営会議」で審議を行い、「学長」の承認を得て、昇任の可否は「理事長」が決定している。

基準項目 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

評価の視点 (1) FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

留意点① 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。(アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。(第Ⅲ期留意点)) (教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。(第Ⅲ期留意点)) (FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。(第Ⅲ期留意点))

計画: FD・SD推進室と連携し、より教育効果を高める授業実施方法等を各教員へ共有する。

令和6(2024)年度より教育研究実施組織が再編され、FD活動の企画・運営主体として「FD・SD推進室」が設置されるとともに、学部教務委員会がFD活動に係る審議機関となった。これに伴い、「FD・SD推進室」と密に連携し、FD活動の一環として効果的な授業実施方法等を各教員へ共有する仕組みについて検討を進めた。その結果として、「授業改善アンケート」において学生評価の高い授業科目における取組事例を年度末に開催する「教職員全体会議」において全学的に共有することを計画した。しかしながら、令和7(2025)年度に専任教員体制の大幅な変更が予定されていることに伴い、「教職員全体会議」の運営方法・内容の見直しが行われ、「教職員全体会議」内での実施が困難となったことから実現には至らなかった。

ただ、各授業科目のシラバスなどから、特に演習・実習科目において、実務経験のある外部講師による講話・指導、グループ学習、グループ討議、ケーススタディ、プレゼンテーションなど、学生の主体性を引き出し、より効果的に実践力を育成するための授業方法が取り入れられていることを確認している。例えば、経営科目の中核的な授業科目である「イノベーションプロジェクトⅠ～Ⅵ」においては、グループワークを中心に新規サービス等を検討させ、担当教員や実務経験のある外部講師の指導を通じて具体的なビジネスプランを策定させている。その上で、学外から招聘したベンチャーキャピタリスト等に対し、策定したビジネスプランのプレゼンテーションを行い、評価を受ける機会を設けている。

計画: 学生が授業科目の到達目標を達成することを目的とした「教育内容及び教育方法の改善」に資する研修等を企画・実施する。

令和6(2024)年度より教育研究実施組織が再編され、FD活動の企画・運営主体として「FD・SD推進室」が設置されるとともに、学部教務委員会がFD活動に係る審議機関となった。これに伴い、「FD・SD推進室」と密に連携し、FD活動の一環として教育内容及び教育方法の改善に資する研修について検討を進めた。その結果、「授業改善アンケート」の記述式回答から把握された優先度の高い課題をテーマとして、年度末に開催する「教職員全体会議」においてFD研修を実施することを計画した。しかしながら、令和7(2025)年度に専任教員体制の大幅な変更が予定されていることに伴い、「教職員全体会議」の運営方法・内容の見直しが行われ、「教職員全体会議」内での実施が困難となったことから実現には至らなかった。

計画: 半期に1度の教員全体が集まったの授業レビューをFD研修として組織的に実施する。

令和6(2024)年度より教育研究実施組織が再編され、FD活動の企画・運営主体として

「FD・SD推進室」が設置されるとともに、学部教務委員会がFD活動に係る審議機関となった。これに伴い、「FD・SD推進室」と密に連携し、FD活動の一環として教育内容及び教育方法の改善に資する研修について検討を進めた。その結果、「授業改善アンケート」の記述式回答から把握された優先度の高い課題をテーマとして、年度末に開催する全体会議においてFD研修を実施することを計画した。しかしながら、令和7(2025)年度に専任教員体制の大幅な変更が予定されていることに伴い、「教職員全体会議」の運営方法・内容の見直しが行われ、「教職員全体会議」内での実施が困難となったことから実現には至らなかった。

評価の視点（2）SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
留意点① 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

計画：学校職員としての資質・能力を向上するため、SD研修を行う。

「専門職大学設置基準」に示されている「組織的なSD」の実施に関して、学内に方針が示されておらず、各部局、部署で独自にスタッフ研修を行っている状況である。

例えば、「日本私立学校振興・共済事業団」開催の「スタッフセミナー」への参加、「教職員全体会議」において、認証評価基準（内部質保証）について外部講師を招聘して講演を実施している状況である。

令和7(2025)年度からは、研修方針を定め、各部局・部署単位で実施していた研修活動を取りまとめ、研修方針に沿った年間計画を策定したうえで、SD研修を実施していく仕組みを構築する準備を進めている。

計画：学部運営に係るSD研修を検討する。

令和6（2024）年度より教育研究実施組織が再編され、FD・SD活動の企画・運営主体として「FD・SD推進室」が設置されるとともに、「学部教務委員会」がFD・SD活動に係る審議機関となった。これに伴い、「FD・SD推進室」と密に連携し、学部運営に係るSD研修について検討を進めた。その結果、事務組織において学部運営にも関わる研修の実施を予定していたことから、当該研修に含めることとした。

基準項目 5-4. 研究支援

評価の視点 (1) 研究環境の整備と適切な管理運営

留意点① 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

計画：快適な研究環境を整備し、有効に活用しているかを検証する。

教員の教育研究活動支援については、各教員には適切な規模の研究室が全員に与えられている。

また、研究の進捗状況や実績に応じて、傾斜配分された研究費を毎年支給している。環境整備及び人的支援については、(1) 研究室の整備、(2) 図書館の整備、(3) TA・SAを配置している。

研究不正を防止するために、「不正防止計画推進委員会」により、教員へのeラーニングによる研修を計画・実施している。

ミッション評価制度の中で各学期末に報告され、大学側(学長・副学長・学部長・事務局長)も把握している。研究を進めるに当たって課題がある場合は、可能な限り大学側も支援している。

評価の視点 (2) 研究倫理の確立と厳正な運用

留意点① 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

計画：研究倫理に関する規則に基づき、厳正に運用し、必要に応じて、規則の見直しを行う。

今年度も引き続き、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の主旨を踏まえ、本学の教職員の研究倫理の確立・向上に努めるとともに研究活動の不正を未然に防止するために作成した「情報経営イノベーション専門職大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」等、関連諸規程に基づき、その運用を実施している。

運用にあたっては、下記項目に対しての対応を行うことで、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

- ・研究倫理に関する規程を整備していること
- ・研究倫理に関する委員会組織を設置し、倫理面の審査、不正防止の啓蒙活動などを実施していること
- ・研究倫理に関するFD講習等を行い、データ改ざんや盗用などを未然に防ぐ活動をしていること。

また、適正な運用においては、「科学研究費助成事業」(日本学術振興会)に提出する際には、「取組状況に係るチェックリスト」「体制整備等自己評価チェックリスト」による事前チェックを行う運用を実施している。

くわえて、当大学の研究不正を防止するため、研究倫理に関する規則である「情報経営イノベーション専門職大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」について整備・見直しを行い、運用している。

評価の視点（3）研究活動への資源の配分

留意点① 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA (Research Assistant)などの人的支援を行っているか。

計画：「情報経営イノベーション専門職大学個人研究費規程」に基づき、申請された個人研究費を支給するとともに、物的支援と人的支援を行っているかを検証する。

「情報経営イノベーション専門職大学個人研究費規程」に基づき、申請された個人研究費を支給し、物的な支援はできているが、RA(Research Assistant)などの人的支援は実施していない。

そのため、令和7(2025)年度にURA (University Research Administrator)を採用すべく進めている。

留意点② 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

計画：研究活動のための外部資金に関して、大学として5プロジェクト以上の資金を獲得する。

研究活動のための外部資金獲得の方策として、令和5(2023)年度から、「地域連携センター」が受託研究等プロジェクト・ビルディングの経緯、推進の秘訣や工夫などのプロジェクト勉強会を実施し、令和6(2024)年度にから「B Lab」（附属研究所）が業務を引継ぎ受託研究等の外部資金獲得に取り組んでおり、大手企業、地方自治体等から5プロジェクト以上の資金を獲得している。さらに、「科学研究費助成事業」（日本学術振興会）については、令和6(2024)年度に「基盤研究（C）」を1件、獲得している。

基準6. 経営・管理と財務

基準項目6-1. 経営の規律と誠実性

評価の視点(1) 経営の規律と誠実性の維持

留意点① 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか。

計画：組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行う。

学校法人電子学園（以下、「本法人という。」）では、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。

組織運営を適切に行うために「教育基本法」及び「学校教育法」の関連法令に従って「寄附行為」を定めている。本法人「寄附行為」第15条に本法人の業務を決し、「理事」の職務の執行を監督する「理事会」を設け、第5条によって11名の「理事」を置いている。また、第18条によって「評議員会」を設け23名の「評議員」を置いている。本法人の「理事会」「評議員会」は、その必要に応じて「寄附行為」に基づき開催している。

各種規則・規程については、「私立学校法」「大学設置基準」「私立学校振興助成法」「学校法人会計基準」等の関係法令に基づいて定めており、適切に運用するとともに、Googleドライブで本法人全教職員に公開している。

教職員のガバナンス強化については、本法人の経営理念に基づき、教職員の「行動規範」「行動指針」を定め、それを記載したネームプレートを全ての教職員が着用し、常に携行・確認させることで本法人全体に周知するなどの施策を行っている。

また、「行動指針」については、本法人に「行動指針推進プロジェクト」を設け、毎月「実行委員会」を開催している。このプロジェクトでは、「行動指針」の促進媒体である「行動指針推進通信」を年6回発行し、本法人全教職員に電子メールを利用して配布するなど、日常的に「行動指針」の推進に努めている。

留意点② 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

計画：情報の公表を、法令等に基づき適切に行う。

情報の公表について、令和3(2021)年10月に「学校法人電子学園情報公開規程」を制定し、その目的を「本学園の運営並びに教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営及び教育研究の質向上に資すること」と明確にした。

本規程及び「学校教育法施行規則」第172条に基づき、教育研究活動等の状況について、ならびに「私立学校法」第47条第2項に準じ、「財務情報」として年度ごとの財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書情報を本学Webサイトで公表している。

評価の視点(2) 環境保全、人権、安全への配慮

留意点① 環境や人権について配慮しているか。

計画：環境保全、人権について配慮するとともに、必要に応じて関係部局に対して環境保全、人権についての配慮を求める。

環境保全への配慮としては、受動喫煙防止法及び厚生労働省健康局長通知を遵守して大学内は原則禁煙とし、一部喫煙所を設置している状況である。緑地の確保に関しては、東京都の緑化計画に従い、整備している。また、節電に関しては、法人管理部の指示のもと、

実施している。

人権への配慮としては、法人関連規程に基づき、コンプライアンスを推進している。「コンプライアンス委員会」は、令和4(2022)年9月11日開催「教職員全体会議」にてハラスメント防止啓発を行った。障がい学生に関しては、「障がい学生支援に関する方針」を定めている。また、各階に障がい者が利用しやすいトイレを設置するとともに、学内はバリアフリーの施設となっている。

留意点② 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

計画：学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているかを検証する。

新型コロナウイルスの5類移行に伴い、新たな感染症が今後流行した際に対策できるフローを盛り込んだ危機管理マニュアルに更新している。

また、消防計画を見直し、新たに自衛消防隊を再編成することで、職員の適正配置を行った。

「コンプライアンス委員会」では、コンプライアンス違反に関わる危機管理体制及びその機能性を検証する予定であったが、コンプライアンス違反に関わる事案が起きなかったため、令和6(2024)年度は今のところ未実施である。

「保健室」では、「緊急時の対応 iUマニュアル～救急要請の流れ～」を作成し、運用している。また、感染報告フローを見直し、修正するとともに、感染症対策の告知、予防接種の実施が行える体制を維持している。その他、教職員対象に緊急時の対応について、消防署の署員が来学し、講習を実施、災害時に学生、教職員の安否確認を確実にを行うため、携帯端末で確認ができる「ALSOK社」の「安否確認サービス」を法人総務部が導入した。

基準項目 6-2. 理事会の機能

評価の視点 (1) 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

留意点① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

計画：使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の現状について、法人事務局と連携して、機能性も踏まえ、検証する。

本法人は、「学校法人電子学園 寄附行為」第3条に掲げた法人設置の目的を実現するため、私立学校法第36条及び「寄附行為」第15条に則り、法人運営に係る最高意思決定を行う機関としての「理事会」を置いている。

「理事会」は、「寄附行為」第15条に基づき、法人業務を総理する「理事長」が招集して議長を務めている。「理事会」では「寄附行為」に定める事項に関する審議を行い、「理事長」がリーダーシップを発揮して実効性ある意思決定を行っている。本学「学長」、「副学長」、「事務局長」が理事会の一員として法人の意思決定に参画していることから、本学の使命・目的達成への戦略的意思決定ができる体制は整備され、機能している。

なお、「理事会」は「寄附行為」に基づき、「理事」「評議員」の選任、「寄附行為」や重要な規程の改廃、法人全体の予算及び事業計画、財産の管理・運営、設置学校の学部・学科改組等についての審議、決定を行っている。これに加えて、法人全体の財政改善や法人及び設置学校の将来計画、各学校が直面している課題等について情報共有・協議をしている。また、「理事会」の議事録は「寄附行為」に基づき、法人総務部で適切に作成・管理を行っている。

法人の組織運営については、「組織規程」「情報経営イノベーション専門職大学事務組織及び事務分掌規程」において各部署の役割を明確にし、各「職務権限規程」において、各部署の管理職が迅速に意思決定できる環境を整備している。なお、令和7(2025)年度からの私学法改正に向けて、「理事会運営規則」「理事職務権限規則」を令和7(2025)年3月27日に開催された「理事会」にて制定した。

留意点② 理事会の運営を適切に行っているか。

留意点③ 理事の選任を適切に行っているか。

計画：理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営が適切に行われているかを、法人事務局と連携して、検証する。

本法人「寄附行為」第5条第1項には、本法人に11人の理事を置くことを規定している。また、同条第2項において、理事総数の過半数の議決により「理事」の中から本法人を代表する「理事長」1人を選任すると規定し、第6条第1項において、「理事」の構成は「日本電子専門学校」の「校長」(1号理事)、「情報経営イノベーション専門職大学」の「学長」(2号理事)、「評議員」のうちから「評議員会」において選任した者(3号理事)5人、学識経験者のうちから「理事会」において選任した者(4号理事)4人であると定めている。4号理事には民間企業の役職者も含まれており、法人運営に関する意思決定には企業経営の視点等、戦略的な意見を取入れることができる体制となっている。

「理事」の選任について、直近では、令和6(2024)年12月10日の任期満了に向けて、令和6(2024)年12月2日に行われた「理事会」「評議員会」において適切に選任された。

「理事会」の開催方法は対面とオンラインで実施しており、遠隔地からの参加も可能と

なっている。「寄附行為」には、「理事長」「監事」それぞれの職務が定められている。また、2人の「監事」についても、毎回、「理事会」「評議員会」に出席し、法人の事業計画及び財産の状況について監査を行い、適切な助言を行っている。

事業計画は「理事会」で詳細な説明が行われ、「理事」を兼任する「経営企画室事業推進担当部長」が各部署と連携し進捗状況を確認している。その結果は「理事会」で報告を行い、本法人Webサイトにて公表をしている。

計画：理事の出席状況及び欠席時の委任状が適切であるかについて、法人事務局と連携して、検証する。

「理事会」は「寄附行為」第15条に基づき、会議開催の場所及び日時並びに付議すべき事項を、会議の7日前までに発するよう規定されており、「監事」を含め役員全員に通知している。

会議を欠席する場合は、「寄附行為」第15条第10項及び同条第11項の規定により、「理事会」に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって議案毎に賛否等の意思表示ができる形式を取り、あらかじめ意思を表示した者は、回答書の提出をもって出席者とみなしている。

令和6(2024)年度の出席状況は、下表のとおりとなっている。

理事会開催日	出席	回答書による出席	欠席(理由)
令和 6(2024)年 5 月 27 日	9 名	1 名	1 名(休職)
令和 6(2024)年 9 月 12 日	10 名	0 名	1 名(休職)
令和 6(2024)年 10 月 1 日	10 名	0 名	1 名(休職)
令和 6(2024)年 12 月 2 日 (1 回目)	10 名	0 名	1 名(休職)
令和 6(2024)年 12 月 2 日 (2 回目)	10 名	0 名	1 名(休職)
令和 7(2025)年 2 月 14 日	10 名	0 名	1 名(体調不良)
令和 7(2025)年 3 月 27 日 (1 回目)	10 名	0 名	1 名(体調不良)
令和 7(2025)年 3 月 27 日 (2 回目)	10 名	0 名	1 名(体調不良)

評価の視点（２）使命・目的の達成への継続的努力

留意点① 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

計画：使命・目的を実現するため、継続的な取組によるガバナンスの強化を遂行する。

大学の使命・目的を実現するため、「学長」、「副学長」、「学部長」、本学事務局である「イノベーションマネジメント局」の局長及びユニット長が、大学の運営に関して重要事項を審議する「大学運営会議」の構成員となっている。

くわえて、法人からも「理事長」をはじめ、5名の理事が、オブザーバー的観点を有した、構成員以外の出席者として陪席するようにした。これにより、大学内の連携だけでなく法人とも連携するなど、「学長」のサポート体制がより強化され、本学の教育理念等の実現に向け、改善に向けた不断の努力を行っている。

基準項目 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

評価の視点 (1) 法人の意思決定の円滑化

留意点① 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。
(意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。(第Ⅲ期留意点))

計画：意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているかについて、法人事務局と連携し、検証する。

本法人では、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

「理事会」において法人の意思決定を行う前に、原則週1回役員間の連絡会を開催しており、「学長」から教学に関する事項について説明することで、法人(管理部門)と大学(教学部門)が情報や課題を共有し、「理事長」と「学長」の円滑な意思疎通に寄与している。

「理事会」では、「学長」のほか、「副学長」2人が理事となっており、「理事会」において教学側の意見を十分に聴くことができる体制を構築している。また、教学部門の最高意思決定組織として、「大学運営会議」を設けている。

「大学運営会議」は、定例で隔週開催しており、メンバーは、教学から「学長」「副学長」「学部長」等、事務部門から「イノベーションマネジメント局長」等で構成されているが、法人からも「理事長」「常務理事」等が出席している。

「大学運営会議」では、「理事会」の方針、大学における課題を確認するとともに、大学運営についての対応策を審議するとともに「理事会」との意見の擦り合わせを行っており、法人と大学の意思疎通と連携を適切に行っている。

留意点② 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

計画：学部教育会議の機能が、各領域の教職員からの提案などを各委員会等に共有し改善に取り組む仕組みになっているかについて、検証する。

今年度から「教授会」を「学部教授会」と名称を変更し、その下に「学部教育会議」、ならびにICT、グローバル、ビジネスからなる3つの領域からなる各「学部領域教育会議」を設置した。「学部教育会議」が各領域からの意見を吸い上げるとともに、「学部教務委員会」など各種委員会による検討事項を学部内で調整できる仕組みを整えた。

しかしながら、教員の負担や手続きの煩雑化に伴う非効率化などから「学部教育会議」、ならびにICT、グローバル、ビジネスからなる3つの領域からなる各「学部領域教育会議」が十分に機能せず、委員会組織を再編することとなった。

留意点③ 「理事長」がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。
(第Ⅲ期留意点)

計画：「理事長」がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているかについて、検証する。

本法人では、「理事長」がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

本法人「寄附行為」第11条により、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」としている。

「理事長」は、法人の意思最終決定機関である理事会において議長を務めており、法人

の重要事項の協議、決定において主導的な役割を果たしている。

また、本法人では、電子承認システム「楽々Workflow II Cloud」を導入して意思決定の迅速化を図っているが、重要事項の最終決裁はすべて「理事長」が行うこととなっており、「理事長」を中心とした内部統制環境を整備している。

さらに、「理事長」直轄の内部監査委員会を組織し、年度計画に基づき、公的研究費に関する監査、外部資金の管理に係る監査、客員教員の管理に関する監査などを行っている。監査結果は、すべて「理事長」に報告され、「理事長」の指示のもと、組織運営の改善に重要な役割を果たしている。

大学の管理運営に係る情報の把握については、定例で隔週開催している教学部門の最高意思決定組織である運営会議に「理事長」も毎回出席しており、常に双方の情報共有と指示をすることの体制が整備されている。

尚、内部統制に関しては、令和7(2025)年度からの改正私立学校法の施行に向けて、令和7(2025)年3月27日に開催された「理事会」において、新たに「内部統制システム整備の基本方針」を制定した。

評価の視点（２）評議員会と監事のチェック機能

留意点① 評議員の選任を適切に行っているか。

計画：評議員の任期満了等に伴う選任の際に適切に行う。

「評議員」は「寄附行為」第18条及び第22条に基づき、適切に選任を行っている。

「評議員会」は、「寄附行為」第18条に基づいて、理事定数の2倍を超える23人の「評議員」をもって組織されている。

また、同第22条に基づき、この法人の職員で「理事会」において推薦された者のうちから「評議員会」において選任した者9人、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから「理事会」において選任した者5人、学識経験者のうちから「理事会」において選任した者9人を選任している。

直近では、令和5(2023)年3月31日の任期満了に伴い、令和5(2023)年3月28日に開催された「理事会」「評議員会」において寄附行為通り選任を行った。

その後、令和6(2024)年9月30日をもって1名が退任したため、令和6(2024)年12月2日に補充の選任を行った。また、令和6(2024)年12月10日をもって1名が退任したため、令和7(2025)年3月27日に開催された「評議員会」にて、後任の選定を行った。

留意点② 評議員会の運営を適切に行っているか。

計画：評議員会の運営を適切に行う。

「評議員会」は、諮問機関として適切に運営され、有効に機能している。

「評議員会」は、「理事長において意見を聴かなければならない事項」として「寄附行為」第20条に定められている、予算及び事業計画、事業に関する中期計画などについて、「理事長」、「副学長」から十分に説明を受け、それに対して活発に意見や助言を行っている。

令和6(2024)年度は令和6(2024)年5月27日、令和6(2024)年9月12日、令和6(2024)年10月1日、令和6(2024)年12月2日、令和7(2025)年2月14日、令和7(2025)年3月27日に開催し、予算や事業計画、寄附行為の変更等に係る「理事会」の提案を審議し答申している。

会議資料は寄附行為第18条第5項及び第6項に基づき、7日前までに構成員に送付してい

る。会議を欠席する場合、寄附行為第18条第8項及び第9項の規定により、「評議員会」に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもって議案毎に賛否等の意思表示ができる形式を取り、あらかじめ意思を表示した者については、回答書の提出をもって出席者とみなしている。

なお、令和7年度からの私学法改正に向けて、「評議員会運営規則」を令和7(2025)年3月27日に行われた「理事会」にて制定した。

留意点③ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。(第Ⅲ期留意点)

計画：評議員の評議員会への出席状況を管理する。

「評議員」の「評議員会」への出席状況は適切である。「評議員会」開催にあたっては、事前に出欠席確認を行うことで欠席者を減らすよう取り組みを行っている。また、やむを得ず欠席となる「評議員」には、事前にGoogleドライブにアップロードした資料により、議案毎に賛否等の意思表示ができる形式を取り、回答書の提出をもって出席者とみなしている。

令和6(2024)年度の出席状況は、下表のとおりとなっている。

評議員会開催日	出席	回答書による出席	欠席（理由）
令和6(2024)年5月27日	20名	2名	1名（休職）
令和6(2024)年9月12日	21名	1名	1名（休職）
令和6(2024)年10月1日	18名	3名	1名（休職） 1名（辞任）
令和6(2024)年12月2日	18名	3名	1名（休職） 1名（辞任）
令和7(2025)年2月14日	20名	2名	0名（1名欠員）
令和7(2025)年3月27日	21名	1名	0名（1名欠員）

留意点④ 監事の選任を適切に行っているか。

計画：監事の任期満了等に伴う選任の際に適切に行う。

「監事」は、「寄附行為」第5条に基づき、「2人」置くこととしている。また、「監事」の選任は、「寄附行為」第7条において、「監事」は、この法人の「理事」「職員」（「校長」「学長」「教員その他の職員」を含む。以下同じ。）、「評議員」又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって「理事会」において選出した候補者のうちから、「評議員会」の同意を得て、「理事長」が選任する。前項の選任に当たっては、「監事」の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。」と規定し、適正な手続きを経て行っている。

また、「監事」の任期は寄附行為第8条に基づき3年としている。直近では、令和6(2024)年12月10日の任期満了に向けて、令和6(2024)年12月2日に行われた「理事会」において候補者が選出され、同日に開催された「評議員会」での満場一致の同意を経て「理事長」

より「外部監事」2名が選任された。

留意事項⑤ 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

計画：監事から、理事会及び評議員会で、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、意見を得る。

「監事」は、「寄附行為」第14条に基づき、「監事」の職務を適切に行っている。「監事」は、同第14条第1項第1号、第2号及び第3号により、「理事」の業務執行の状況を含む本法人の業務と財産の状況を監査することを職務とする。この規定に基づき、「監事」は「理事会」や「評議員会」に出席する機会を通じて、本法人の業務及び財産の状況を適宜把握するとともに以下の監査を実施している。

業務状況に関しては、重点項目における進捗状況等の報告内容を確認し、業務執行が計画に基づき実施されているかなど、その適切性及び妥当性について監査を実施している。

令和6(2024)年度は、令和6(2024)年5月27日、令和6(2024)年9月12日、令和6(2024)年10月1日、令和6(2024)年12月2日、令和7(2025)年2月14日、令和7(2025)年3月27日に実施した。

財産状況に関しては、決算整理・会計帳簿・計算書類財産目録の正確性、予算と決算の差異の適切性、財産健全性や財産の管理状況の妥当性について監査を実施している。また、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じた会計監査を実施するにあたり、公認会計士が作成した監査計画書の概要を事前に監事が確認している。令和6(2024)年度は、令和6(2024)年5月23日に実施した。

事業計画・予算計画・事業報告・決算報告について、担当理事等から説明を受け、計画の策定から承認に至るまでのプロセス及び目標達成状況と予算執行事業について確認するとともに、その適切性、妥当性について監査を実施している。令和6(2024)年度は、令和6(2024)年5月23日、令和6(2024)年5月27日に実施した。

「監事」は、「寄附行為」第14条第1項第7号に基づき理事会に出席して、本法人の業務若しくは財産の状況又は「理事」の業務執行の状況について、「監事」の立場から意見を述べている。「寄附行為」第14条第1項第4号に基づき「監査報告書」を毎年度作成し、5月の「理事会」及び「評議員会」に出席して、「寄附行為」第14条第1項第5号に定めている本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正行為又は法令若しくは「寄附行為」に違反する重大な事実がないかどうかの監査結果を報告している。令和6(2024)年度は、令和6(2024)年5月27日に開催された「理事会」「評議員会」において、監査結果が報告された。

留意点⑥ 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。（第Ⅲ期留意点）

計画：監事の理事会及び評議員会への出席状況を管理する。

本法人では、寄附行為第14条に「監事」の職務を定めており、その職務遂行のため、「理事会」「評議員会」に「監事」の参加を求めている。令和6(2024)年度は、すべての「理事会」（8回）「評議員会」（6回）に2名の「監事」が参加している。

なお、「監事」のうち1人は「Zoom」及び「Microsoft Teams」を使用したオンライン出席であったため、音声と映像が即時に出席者に伝わり互いに適時的確に意見を表明できる状態であることを確認した上で、議案の審議を行っている。

「監事」は、議案の内容を確認するとともに、意見を述べることで、「理事会」に対しての監視機能を果たしている。

「理事会」「評議員会」における「監事」の参加状況は、下表のとおりとなっている。

日程	理事会	評議員会	出席	欠席
令和6(2024)年5月27日	○	○	2名	0名
令和6(2024)年9月12日	○	○	2名	0名
令和6(2024)年10月1日	○	○	2名	0名
令和6(2024)年12月2日①	○	○	2名	0名
令和6(2024)年12月2日②	○		2名	0名
令和7(2025)年2月14日	○	○	2名	0名
令和7(2025)年3月27日①	○	○	2名	0名
令和7(2025)年3月27日②	○		2名	0名

留意点⑦ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。（第Ⅲ期留意点）

計画：より適切な機能化に向け、法人事務局と連携し、内部監査組織体制を整え、さらに定期的に監査を受ける。

本法人では、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。

本法人の最高意思決定機関である「理事会」は、「寄附行為」の規定に基づき適正に運営されており、定例で年2回（予算承認理事会、決算承認理事会）、その他重要な事項が生じた場合に臨時理事会を開催し、本法人の運営に関わる重要事項を審議している。令和6(2024)年度は、合計8回開催している。また、「寄附行為」第20条の規定に定める重要事項については、「評議員会」の意見を聴いたうえで意思決定している。「評議員会」への諮問事項である令和6(2024)年度の予算及び事業計画は、令和6(2024)年3月29日の「評議員会」で承認を得た上で、同日に行われた「理事会」で決定している。

監査については、「内部監査委員会」・監事・公認会計士が連携を図り、適切な内部統制強化を目的とし大学の外部資金獲得及び公的研究費などに関する三様監査を実施している。

なお、監事監査・公認会計士監査は、予め日程を定め、年数回実施している。

【内部監査】

内部監査は、「理事長」直轄の「内部監査委員会」を組織し、年度計画に基づき、公的研究費に関する監査、外部資金の管理に係る監査、客員教員の管理に関する監査、授業に関する監査などを行っている。

令和6(2024)年度は、以下のとおり実施した。

授業に関する監査：5月23日

外部資金に関する監査：令和7(2025)年2月3日～3月28日

【監事監査】

令和6(2024)年度は、以下のとおり実施した。

業務状況の監査：5月27日、9月12日、10月1日、12月2日、2月14日、3月27日

財産状況の監査：5月23日

理事の業務執行状況の監査：5月23日、27日

【公認会計士監査】

令和6(2024)年度は、以下のとおり実施した。

10月23日、10月24日、12月16日、1月20日、3月17日

監査では、各部署から提出された事業報告の内容から、業務執行が計画に基づき実施されているかなど、その適切性及び妥当性についての確認がなされている。また、役員連絡会や各部署長から提出された事業報告の内容をインターネット上で共有し、いつでも内容を確認ができるようシステムを構築している。

また、「監事」は、全ての「理事会」、「評議員会」に出席し、内容を確認するとともに議案について意見を述べることで、「理事会」に対しての監視機能を果たしている。

基準項目 6-4. 財務基盤と収支

評価の視点（1）財務運営の確立

留意点① 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

計画：安定した財源確立のために、学生確保及び退学者の低減に取り組むとともに、教育研究に支障のない範囲での選択と集中を行い、経費節減を実現する。

令和6(2024)年度も予算計画を立案し、教育に支障のない範囲での経費削減や、必要に応じてあらたなOA機器等の入れ替えや、節電などの経費の削減などにより経費を削減しており、経費支出の執行状況は、概ね当初予算を通り執行している。

なお、入学定員の確保、退学者及び休学者など減少については、教学部門と連携しながら取り組んでいるところであり、安定した財政基盤には、なお時間を要するところである。

評価の視点（2）収支バランスの確保

留意点① 収入と支出のバランスが保たれているか。

計画：収入と支出のバランスが保つため、計画通り予算執行する。

令和6(2024)年度は、概ね当初予算通りに執行している。年度計画予算に差異が生じた場合、補正予算を講じている。令和6(2024)年度は、退職金、設備改修及びWebサイトの変更等が生じ、補正予算を組み入れた。

留意点② 外部資金の導入の努力を行っているか。

計画：受託研究費や科学研究費の獲得を推進する。

企業、地方自治体等とプロジェクトを推進し、受託研究費は目標額30,000,000円に対し、50,000,000円ほど獲得した。「科学研究費助成事業」（日本学術振興会）については「基盤研究（C）」を1件採択された。

評価の視点（3）中期的な計画に基づく適切な財務運営

留意点① 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

計画：「学校法人電子学園長期ビジョン NEXT10（2016-2025）」及び「情報経営イノベーション専門職大学中期計画（2020-2025）」に基づき、滞りなく執行する。

「情報経営イノベーション専門職大学中期計画（2020-2025）」に基づく年度の予算計画に基づき、毎年度、具体的な施策を講じながら、執行中である。

基準項目 6-5. 会計

評価の視点（1）会計処理の適正な実施

留意点① 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

計画：会計処理の関連業務の効率化を図りつつ、学校法人会計基準などに則り適正な処理を行う。

本学は、関係法令で定められている「学校法人会計基準」及び「学校法人電子学園経理規程及び経理規程施行細則」に則り、日々、証拠書類に基づいて、仕訳、伝票起票を行い適正に会計処理を行っている。

また、会計知識の向上のため、「アドミニストレーションユニット経理担当」は、公認会計士による研修を受講している。その他、日々の会計処理における不明な点は、「日本私立学校振興・共済事業団」や公認会計士等の専門家に適宜問合せをするなど、コンプライアンスを遵守し適正に会計処理を行えるよう指導・助言を受け対応している。

留意点② 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

計画：半期で予算執行状況を細かく確認し、予算額との乖離があれば補正予算を編成する。

「アドミニストレーションユニット経理担当」（次年度から「事務局教務・管理部総務課」）が中心となり、予実管理を行っており、事業年度中に事業計画にない事項及び予算内に収まらない支出など、予算と著しく乖離する可能性がある場合については、「法人財務経理部」と連携し、補正予算を編成している。

評価の視点（2）会計監査の体制整備と厳正な実施

留意点① 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

計画：法人財務経理部と連携し、外部監査法人による厳正な会計監査を実施する。

本学は、「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づき、監査法人による会計監査（任意監査）を受けており、その都度「監査報告書」により適正意見が表明されている。

監査内容については、年次決算の財務書類に対する根拠資料との整合性が確認されている。併せて、各会計処理のプロセスについて担当者に対し妥当性の検証が実施されている。

IV. 中期計画（2020～2025年度）の進捗状況

7-1. 教育

(1) イノベーションマネジャーと教職員が連携して手厚い学生支援を実践する。

①キャリア支援を推進する（進路決定率100%/年）

毎月実施している「デベロップメントセンター運営会議」において、令和7(2025)年3月卒業予定学生の就職に関する状況を参加委員へ共有している。

「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうちキャリア支援を掌る事務職員が各学生の状況を定期的に確認し、必要に応じて個別面談やガイダンス等を実施し、就職先又は進学先の決定に向けて適切なアドバイスを行う体制を整えることができた。

これらの対応を行った結果、令和6(2024)年1月末時点で95.0%であった内定保有率が、令和7(2025)年1月末時点で96.6%となった。

また、令和8(2026)年3月卒業予定学生の就職支援については、前年度の体制を踏まえて継続及び改善が必要な事項を整理のうえ、令和7(2025)年度就職支援施策に関するスケジュールを作成した。

令和6(2024)年度に関しては、「臨地実務実習」（インターンシップⅡ）終了後、「キャリアガイダンス」を実施するとともに、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうちキャリア支援を掌る事務職員による個別面談を実施している。

なお、令和8(2026)年3月卒業見込み学生全員を対象としており、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうちキャリア支援を掌る事務職員4名で分担し、面談を行っている。主な面談内容については、「希望する進路」「現在の活動状況」「今後のスケジュール」「自分自身に不足していること」「必要だと思われること」「本学へのサポートについて期待すること」「目標設定」「キャリア支援を掌る事務職員からのアドバイス」となっており、所要時間はおおよそ20分を想定している。

令和7(2025)年度以降は、就職支援施策に関するスケジュールを基に学生の「キャリア支援」を進めていくとともに、必要に応じて改善等を行う等運営を強化していく。

「進学支援」については、進学を希望する学生に対して「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうちキャリア支援を掌る事務職員が志望校選定や入試に向けた対策を行うとともに一部大学院と連携協定を締結していることから、進学に向けた支援体制を整備しており、各担当教員と連携し進路決定に向けた支援を行っている。

②習熟度別・志望別に基づき学生支援を行う。

令和7(2025)年度入学者からの適用に向け、教育課程を再編成する中で、習熟度別の授業実施について、検討を進めた。現行の教育課程において、英語科目について、学生から習熟度別の授業実施の要望があったことを踏まえ、再編成後の教育課程における「英語コア・スキルズⅠ・Ⅱ」「ビジネス英語実習Ⅰa～Ⅳb」では、通常クラスと上級クラスに分け授業を実施することとした。この他、プログラミングについて、本学入学前に学修歴がある学生と本学入学後に初めて学修する学生がいることから、より個々の学生に応じた指導を行うことができるよう再編成後の教育課程において、1年次必修科目となる「プログラミング基礎実習」では、初習者クラスと既習者クラスに分け授業を行うこととした。

また、再編成後の教育課程においては、必修科目の減、選択（必修）科目の増により、学

生自身の志向に応じた科目選択を可能とした。これに伴い、学生が具体的な将来像を描きながら、自身の興味・関心に応じて体系的に学修を進められるよう 5 つの人材モデルを示した履修モデルを策定し、当該履修モデルに基づく履修指導を行うこととした（令和 6(2024)年 8 月 26 日開催「学部教務委員会」承認）。

③中途退学者の退学率を低く抑える（5%未満／年）

令和 6(2024)年度の中途退学率は全学生の 7.9%となっており、中期計画で掲げている退学率 3%未満を上回っている状況である。

学生の修学意欲の向上や学生生活の充実、課外活動への積極的参加等を促進するため、「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が定期学生面談を実施しており、学生からの相談内容に合わせて、研究室にて授業内容や勉強方法について担当教員が相談を受け付けるオフィスアワーの利用や、修学意欲の低下が見受けられる学生に対し、当該学生が興味・関心のある分野に精通する教員を紹介し、学びのきっかけを提供することで修学意欲の向上を図る「サインコンベンション」の利用を促した。しかしながら、「サインコンベンション」については、利用に至った学生がおらず、本年度は実施していない。

修学意欲の低下により退学を検討している者の数が多く見受けられることから、今後も学生の状況に合わせてオフィスアワーや「サインコンベンション」の利用促進を図る必要がある。

精神的不調が見受けられる学生に対しては、臨床心理士・公認心理士の資格を有するカウンセラーが相談を受け付ける「学生相談室」の利用を促した。また、「学生相談室」のカウンセラーが相談を受けた学生のうち、学生本人の承諾を得られたものについては、当該学生情報の共有を受け、「学生相談室」と「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が連携し支援を行った。

「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員が実施している特別面談は、定期面談とは別に、主に学籍異動を検討している学生に対して実施している。退学を検討している学生に対しては、その理由についてより詳細に聴取を行い、将来について慎重に考えた上で決断するよう促している。学生の状況によっては、検討期間として休学を勧める等、学生が一時の感情で退学を選択することがないような対応に努めている。

（2）教育の質を向上させる。

④教育課程に産業界や地域の意見を反映させる（教育課程連携協議会 2 回／年）

「学部長」「学部長補佐」と連携し、令和 7(2025)年度入学者からの適用に向け、基礎科目・職業専門科目（経営科目、情報通信技術科目）・展開科目担当教員の意見や「教育課程連携協議会」の意見、卒業時アンケートの結果等を踏まえつつ、専攻領域となる経営学・情報科学及び応用領域となる語学・国際学の学びを融合したより実践的な教育を展開するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。その上で、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、カリキュラム・ポリシーを具現化するための授業科目の開設や段階的な学びに配慮した科目配当等の検討を行い、各領域の学びを活かしたプロジェクト型演習科目を中心に据えた学位プログラムとすべく教育課程の再編成案を策定した。その後、授業科目の名称や授業形態、科目配当の調整、一部の授業科目における履修

条件の設定などを行った上、「学則」及び「学部履修規程」を改正し、教育課程を再編成した。

令和5(2023)年度までに開催された「教育課程連携協議会」において、育成する具体的な人材モデルや本学部の専攻分野に係る職業を担う上で、必要となる知識・技能等について検討がなされてきた経緯を踏まえ、再編成後の教育課程においては、学生がより目的意識を持ち、具体的な将来像を描きながらカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に学修を進められるよう5つの人材モデルを示した履修モデルを策定した。また、「教育課程連携協議会」から日本の企業文化や昨今の社会動向に鑑み、単に知識・技能を身に付けているだけでなく、自ら創意工夫し、プラスアルファの成果を出すことができる人材の育成や実践を通じて学生に不足する知識・技能等を自覚させた上で、理論を教授し、再度の実践を通じて理論知を実践知に昇華させるサイクルを回す教育の在り方の重要性が示されたことを踏まえ、2年次から4年次までを通貫したプロジェクト型演習科目を教育課程の中心的な授業科目として新設することとした（令和6(2024)年7月10日「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年8月26日「学部教務委員会」承認、令和6(2024)年12月11日「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年1月15日「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日「学部教務委員会」承認）。

⑤学修成果把握の仕組みを構築する。

学修成果の可視化に向け、学修ポートフォリオを整備するにあたり、現行の教育課程における各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係、各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上で占める比重等の整理を引き続き進めるとともに、再編成後の教育課程について、学修ポートフォリオを整備する上での土台となるカリキュラムマップを作成した（令和6(2024)年7月10日「学部教務委員会」承認）。

「卒業時アンケート」に関しては、令和5(2023)年度卒業生に対して実施したものについて、選択式回答の集計・分析を行い、学修達成度の自己評価、学修内容・環境・支援に対する満足度、学修状況、学修支援に係る制度等の活用状況などを把握するとともに、明らかになった課題点について「学部教授会」で全学的に共有した。また、記述式回答により得た本学での学修に関する学生からの主な意見についても全学的な共有を図った（令和6(2024)年4月24日「学部教務委員会」報告、令和6(2024)年5月22日「学部教授会」報告）。

データを経年で取得し比較分析するため、令和6(2024)年度卒業生に対する「卒業時アンケート」の項目は、令和5(2023)年度卒業生と同一にすることとし、令和6(2024)年度卒業生に対してアンケートを実施した（令和6(2024)年9月25日「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日「学部教務委員会」承認）。

⑥リアルとオンラインを融合した教育体制を構築する。

本務先の業務都合により対面授業の実施が困難であるものの、専門性が高く、実務経験が豊富な非常勤講師による授業を提供できるよう、以下の科目について、対面授業とオンライン授業を織り交ぜ、授業を実施した。

- ・「多文化理解」
- ・「コーポレートファイナンス」
- ・「税務会計・会計処理」

また、担当教員が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に罹患した場合や非常勤講師が本務の都合上、当初予定していた授業日に対面での授業実施が困難となった場合などは、授業進行の遅れを最小限に止めるため、オンライン授業に切替え、柔軟に対応した。

7-2. 研究

(1) 教員がイノベーションの成果発表を行う。

⑦ 全ての教員が研究成果を発表する (1本/年)

「全ての教員が研究成果を発表する」という目標に対して、年間4回の発表の機会を設けた。研究成果を外部に向けて発表する場として、令和6(2024)年10月12日と13日には、来場者数が約3万人を記録した『ちょっと先のおもしろい未来(ちょもろー)2024』にて、教職員の研究活動を発表するイベント『iUtopia2024Bois』を開催した。このイベントは、産学官連携の街づくりを推進している東京ポートシティ竹芝を舞台に、開学から5年間で本学が培った成果や社会への新たな提案を紹介することを目的としていた。会場では、本学が取り組んできた多角的な研究成果や社会的貢献が発信され、来場者に新たな視点を提供する場となった。教職員の16のプロジェクトを紹介する展示と、会場内に設けられたステージでのイベントを実施。新任教員のプロジェクト紹介や、学生と連携した「iU Roblox や AI を活用した新産業創出スキーム with 大学生/高校生」といったミニステージも行われ、観客との交流が深まる場となった。

このような対外的な発表の場は、教員が日々取り組んでいる研究やプロジェクトの成果を広く社会に向けて発信するために重要であり、これからも継続的に実施していく方針だ。次回の対外的な発表の場として、令和7(2025)年3月27日に「B-Lab マルシェ」を開催予定だ。このイベントでは、教職員が推進する各プロジェクトやゼミ活動を紹介するブースが設けられ、本学の関係者や研究員を招待して成果を発表することになる。こうした発表の機会を通じて、学内外の交流がさらに促進され、より多くの人々に本学の研究成果や社会貢献活動が伝わることを期待している。

さらに、本学では年に2回、全教職員が集まる「教職員全体会議」を開催しており、その際にも教職員が推進しているプロジェクトを発表する機会が設けられている。これにより、学内の教職員間での情報共有や意見交換が活発に行われるとともに、全員が一丸となって共通の目標に向かって進むための連携が深まる。この「教職員全体会議」は、前期が令和6年(2024)年9月11日に開催され、後期は令和7(2025)年3月に予定されている。教職員同士が直接顔を合わせて意見交換を行い、さらなる協力関係を築く重要な場となっている。

7-3. 社会貢献

(1) 産業界・地域社会と連携する。

⑧ 全ての教員が産学連携プロジェクト(または地域連携プロジェクト)を立ち上げる(1本/年)

令和6(2024)年度において、大学全体で6本のプロジェクトが実施されている。

7-4. 海外連携

(1) 海外連携プロジェクトに取り組む

⑨ 海外大学との共同研究を行う

<B Lab>

これまでに、開学以来、海外に7つの拠点を設置しプロジェクトの推進を行ってきたが、令和6年(2024)年度も引き続き、海外の大学や団体との連携を積極的に模索し、具体的な成果を上げることができた。令和6年(2024)年5月27日に、イタリアのボローニャ大学(University of Bologna)に属する研究所「Power to the Pop Research Center」とMOU(覚書)を締結し、「B-Lab Bologna」を設立した。マンガ・アニメ・ゲームなどのポップカルチャーに関する国際的な産学チームを構築しつつ、AIやWeb3などの先端テクノロジーとの融合を進め、産業や文化が抱える課題解決を目指した次世代ポップカルチャー文化の形成に向けた研究が始まった。

さらに、イタリアのミラノ工科大学(Polytechnic de Milano、略称:POLIMI)との提携も実現し、「POLIMI GSOM I-FLEX EMBA powered by iU」プログラムを開始する予定だ。本プログラムは、15ヶ月間のオンライン形式で提供されるEMBA(Executive MBA)コースで、ミラノ工科大学が日本の大学と提携してMBAプログラムを展開する初の試みとなる。

また、現在台湾の成功大学デザイン学部とのMOUを結び、B Lab台湾の設置に向けて協議中だ。並行して、「B Lab」の超人スポーツプロジェクトにおいて、日本と台湾間の積極的な交流を進めるべく、Institute for Information Industry, Digital Transformation Research InstituteとMOUを締結し、台湾の超人スポーツ認定競技窓口の設置に向けた話し合いを進めている。

<グローバルセンター>

「グローバルセンター」では、海外大学との共同研究の基盤づくりとして、客員教員のプロジェクトを通じ、ルワンダのトゥンバ高等技術専門学校(IPRC)(ルワンダの教育制度では大学に並ぶ高等教育機関の1つ)と令和6(2024)年11月にMOU締結に至った。

本プロジェクトでは、IPRCとのMOU締結後に、IPRCの学生がプロジェクト推進にあたり本学学生と連携し、エンジニア育成のアカデミーの立ち上げや共同イベント開催等進めていくことになる。本プロジェクトについての説明会を開催する予定である。

海外との共同研究は、中期計画に位置付けられていることもあり、今年度は海外大学との連携を増やしていく計画であったが、ルワンダのトゥンバ高等技術専門学校(IPRC)(ルワンダの教育制度では大学に並ぶ高等教育機関の1つ)との共同プロジェクトのみである。また、「B Lab」との協働については、検討している段階にあり、議論に至っていない。

⑩ 海外企業とのプロジェクトを行う。

インターンの海外での実施や外資系企業との共同プロジェクト等のグローバル企業との連携については、昨年度まで協議されていたが、本年度の「グローバルセンター」では具体的な議論に至っておらず、検討段階のみであった。

(2) 海外連携に必要な土壌を醸成する。

⑪ 学生の海外留学（短期留学および海外語学研修含む）を促進する。

「グローバルセンター」では、本学学生が海外で長期短期にわたって滞在し、研修できる機会を提供するため、米国やヨーロッパ、アジアの大学との提携について検討を進めていた。令和6(2024)年度はマレーシアのIUMW（マラヤ国際大学ウェールズ校）（現名称：UMW（マラヤ・ウェールズ大学））と台湾のMUST（明新科技大学）において進捗があった。

マレーシアのIUMW（マラヤ国際大学ウェールズ校）（現名称：UMW（マラヤ・ウェールズ大学））では、令和7(2025)年9月に2週間の体験型プログラムを実施予定である。現地にて、異文化コミュニケーションやワークショップ、起業家によるセミナーを体験し、異文化理解や海外での起業方法について学ぶ機会がある。このプログラムは、「日本電子学園専門学校」と共同実施であるため、令和7年(2025)年2月に説明会を実施することになった。

台湾のMUST（明新科技大学）では、2週間の研修プログラムの実施が決定されたが、実施日や実施内容については未定である。併せて、長期留学プログラムや産業連携についても継続して検討する話があった。

本学学生に対して、交換留学プログラムが整備されていないことから、学生の目的に沿った留学体系について記した「iU 留学ガイド」を学生の担任を務める「マネジメントユニット学生支援・キャリア支援担当」のうち学生支援を掌る事務職員と連携して、海外留学に興味・関心のある学生に情報を提供した。

海外留学斡旋を生業とする連携企業である「タイガーマーブ」から研修プログラムについての案内があり、学内SNSやポスターなどで周知を行った。

7-5. 学生募集

(1) 安定的な定員の充足（効果的な募集活動を行う。）

⑫ 高大連携高校からの入学者を迎える（30名/年）。

令和7(2025)年2月時点で、高大接続実施（令和5(2023)年10月以降実施で確認）校72校より出願があったのは43名であり、高大連携実施校からの入学者数は37名となった。

(2) 在学生の多様性を実現する。

⑬ 入学者の女子比率向上（25%）。

令和6(2024)年度入学者の女子比率は、19.0%（入学者数153名、内女子入学者数29名）という結果となった。

⑭ 入学者の留学生比率向上（20%）。

令和7(2025)年度の入学者数は153名となっており、うち留学生は26名、17.0%であった。

7-6. 組織運営体制

(1) 人事制度・評価制度を構築する。

⑮ 入業務総点検による組織体制・人員配置の見直しをする。

令和7(2025)年度に向けて、委員会組織と事務組織の大幅な見直しを行った。

その際に委員会等の改廃にあわせて新たな割り振りを行った。事務組織の改編にあつ

ては、新たな事務組織、人員配置を行った。今後については、「事務局長」「事務局次長」を中心に業務総点検を行う予定となっている。

7-7. 財務戦略

(1) 財務基盤を安定化させる。

⑩ 外部資金を活用する(1億円/年)

財政基盤の安定化へ向けて、学生生徒納付金以外の収入を増やすべく、外部資金の獲得、とりわけ受託研究や施設貸出を強化した。

受託研究費については、目標30,000,000円に対し、50,000,000円を獲得、施設貸出し収入については、目標4,500,000円に対し、12,675,790円獲得と目標を大幅に上回る収入を計上した。

しかしながら、入学者数の減少、休・退学者数の増加により、当初予算計画より収入減少となったため、収支改善には至っておらず、財政の安定化へ向け取り組んでいるところである。

V. 外部評価課題への取り組み

8-1. 使命・目的

課題：教職員全体会議など学内教職員が一同に会する機会に、大学の使命・目的等を共有し、使命・目的の達成に向けた協働意識を醸成すること。

令和6(2024)年9月の「教職員全体会議」にて、「副学長」から完成年度を迎え、改めて「『変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する』ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。」と定めている「大学の使命、目的」が共有され、これら大学の使命、目的達成に向け、現状の多数の課題も共有された。

引き続き、大学の使命・目的の達成に向け、「教職員全体会議」等での意識合わせを行い、協働意識を醸成していく。

8-2. 内部質保証

課題：ディプロマ・ポリシーに基づく「学生が身に付けた能力」を測るために、アンケート等就業先に関わるデータ収集を計画すること。

「学生が身に付けた能力」いわゆるディプロマ・ポリシーの達成状況の検証については、内部質保証体制の構築の中での核心部分として、検討を行い、「アセスメントポリシーの策定と運用」を「大学運営会議」及び「学部教授会」で承認を得ている。

また、そのアセスメントとなる卒業生の就業先に関わるアンケートについては、実施を予定しているが、具体的な検討の段階に至っていない。

(以上、「大学運営会議」)

令和5(2023)年度に初の卒業生を輩出するに伴い、学務委員会では、4年間を通じた学修達成度の自己評価や卒業後の進路に対する満足度・適合度などを確認する卒業時アンケートを企画・実施した。当該アンケートの結果については、令和6(2024)年度に、「学部教務委員会」(旧「学務委員会」)で集計・分析を行い、明らかになった課題点とともに、「学部教授会」で全学的に共有した(令和6(2024)年4月24日開催「学部教務委員会」報告、令和6(2024)年5月22日開催「学部教授会」報告)。

なお、「卒業時アンケート」は令和6(2024)年度卒業生に対しても同一内容で引き続き実施している(令和6(2024)年9月25日開催「学部教務委員会」承認、令和7(2025)年2月12日開催「学部教務委員会」承認)。

(以上、「学部教務委員会」)

課題：「教学マネジメント」の確立と全学的な「教育の質保証」に向けて、学生満足度調査及びポートフォリオを整備し、授業改善アンケート、成績評価、課外活動報告も含め活用すること。

「教学マネジメント」の確立と全学的な「教育の質保証」に向けて、学生の学修成果の可視化を図るため、学修ポートフォリオを整備するにあたり、現行の教育課程における各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係、各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上で占める比重等の整理を引き続き進めた。また、再編成後の教育課程について、

学修ポートフォリオを整備する上での土台となるカリキュラムマップを作成した（令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認）。

この他、令和5(2023)年度卒業生に対して実施した「卒業時アンケート」について、選択式回答の集計・分析を行い、学修達成度の自己評価、学修内容・環境・支援に対する満足度、学修状況、学修支援に係る制度等の活用状況などを把握するとともに、明らかになった課題点について「学部教授会」で全学的に共有した。また、記述式回答により得た本学での学修に関する学生からの主な意見についても全学的な共有を図った（令和6(2024)年4月24日開催「学部教務委員会」報告、令和6(2024)年5月22日開催「学部教授会」報告）。

8-3. 学生

課題：産学・地域連携プロジェクトに参加した学生に関して、その学びの成果を明確にすること。

学生に対して学生に対し企業や地域連携のプロジェクト活動（課程外活動）の参加を推進してきた。令和5(2023)年度に「地域連携センター運営会議」にて学習効果を把握するためのアンケート項目の審議を行い、スキルやリテラシー、コンピテンシーの成長を図るアンケートを作成した。令和5(2023)年度から、プロジェクトに参加した学生向けにアンケートの発信回収を行っている。今後はアンケートの結果を検証し、より効果的なプロジェクトの把握をする予定である。

課題：「教職員による学修支援」と「学生による主体的学びの成果」の関係について、検証すること。

「教職員による学修支援」と「学生による主体的な学びの成果」について、検証を進めるにあたり、まずは実態を把握するため、「卒業時アンケート」において、学修状況、学修支援に係る制度等の活用状況、教職員による学修支援の満足度に関する設問を織り込み、調査を実施した。令和5(2023)年度卒業生に対して実施したアンケート結果では、自主的に予習・復習に取り組んだ学生は38%に止まり、授業外学修の従事時間も1週間あたり6時間未満と回答した学生が大半を占めている。また、オフィスアワーや図書館を積極的に利用した学生も4分の1程度と低い水準である。その一方、授業には意欲的に取り組んだと回答した学生は71%に上り、教職員による学修支援に対する満足度も肯定的な回答が80%以上となっている。

今後は、引き続き同様のデータを収集するとともに、個々の学生の卒業時アンケートにおける回答内容と成績評価の関係性などを分析し、検証を進めていくことを予定している。

課題：香川大学調査結果を分析し、学修支援の改善に活かすこと。

現状、調査結果の把握に止まっており、分析や学修支援の改善に活用するまでに至っていない。

今後は、他に実施している調査の結果や成績データとあわせて分析を行い、学修支援の改善に活かすことを検討している。

課題：編入制度に関して、本学教育課程に照らし明確にすること。

編入学については、「学則」第36条第1項の規定に基づき、令和5(2023)年度に制度を整備し、令和6(2024)年度編入学者から学生募集を開始した。編入学は、「学校教育法」において大学への編入学資格が認められるすべての者(短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専修学校専門課程修了者、高等学校等専攻科修了者)に対し門戸を開いている。また、他大学に2年以上在学し62単位以上を取得した者(転学者)及び他大学において学士を取得した者についても編入学制度の中で受け入れを行っている。編入学年次については、編入学前の学修歴に基づき、本学の教育課程において修得したものとみなすことができる単位数に応じて、3年次又は2年次としている。

本学部は、経営学と情報科学を専攻する学部であることから、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、3年次編入学は主として経営学又は情報科学に係る学修歴(修得単位)がある者に認める制度としている。3年次編入学の許可にあたり、経営学を専攻する課程の出身者については、学修歴に基づき、主に基礎科目、職業専門科目の経営科目のうち1・2年次配当科目、展開科目のうち語学に係る1・2年次配当科目に相当するものとして61単位を包括的に認定する。一方、情報科学を専攻する課程の出身者については、学修歴に基づき、主に基礎科目、職業専門科目の情報通信技術科目のうち1・2年次配当科目、展開科目のうち語学に係る1・2年次配当科目に相当するものとして61単位を包括的に認定する。その上で、3・4年次において、学修歴のない分野に係る基礎的・応用的な授業科目、学修歴のある分野における応用的な授業科目を履修するものとしている。

この他、経営学又は情報科学以外の分野を専攻する課程の出身者については、原則、2年次への編入学を認めることとしている。その際、主に基礎科目、展開科目のうち語学に係る1・2年次配当科目に相当するものとして43単位を包括的に認定する。その上で、2年次から4年次までの期間で、職業専門科目を中心に、経営学・情報科学の基礎的・応用的な内容を学ぶものとしている。

なお、制度としては取扱いを整理し、令和5(2023)年度から運用を開始しているものの、規程が未整備であることから、令和6(2024)年度中の規程制定を予定していたが、令和7(2025)年度からの教育課程の改正に伴い、制度の再整理が必要となったため、令和7(2025)年度末を目途に規程を整備することとした。

8-4. 教育課程

課題：学修ポートフォリオの充実を図ること。

学修成果の可視化に向け、学修ポートフォリオを整備するにあたり、現行の教育課程における各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係、各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上で占める比重等の整理を引き続き進めるとともに、令和7(2025)年度入学者から適用することを予定している新教育課程について、学修ポートフォリオを整備する上での土台となるカリキュラムマップを作成した(令和6(2024)年7月10日開催「学部教務委員会」承認)。

課題：成績評価の在り方の検証を引き続き進めること。

令和6(2024)年度に受審した「分野別認証評価」において、「態度、貢献度などで判断す

る科目が40%程度40科目以上あるが成績評価の客観性が担保できているか」との指摘があったことから、受講態度・参加度・貢献度等を単体で評価する項目を設けている授業科目と設けていない授業科目とに分け、成績分布を確認した。結果的に両者の間に大幅な乖離は見られなかったものの、受講態度・参加度・貢献度等は担当教員の主観のみにより判断されることも想定され、かつ、現状のシラバスの記載では当該項目に係る成績評価の透明性・客観性が確保されているとまでは言い難い状況が確認された。そのため、ルーブリック評価の導入など、学生が学修を進めるにあたり、到達目標の達成に向け、何を意識してどのように授業や授業外学修に取り組むことが求められるのかを明確に示した上で、それを適正に評価する仕組みを検討することとした。

また、令和5(2023)年度の成績評価においては、受講態度・参加度・貢献度等を単体で評価する項目の設定有無にかかわらず、「S」評価(90点~100点)が極端に多いなど、偏向的な成績分布となっている授業科目が依然として散見されたことから、成績評価の妥当性を確保するため、成績分布の目安の提示や複数教員で担当する授業科目における成績評価の差異を組織的に抑制する仕組みについて引き続き検討を進めている。

課題：学務委員会とFD・SD委員会が連携し、授業内容・方法の課題の解決に努めること。

令和6(2024)年度より教育研究実施組織が再編され、FD活動の企画・運営主体として「FD・SD推進室」が設置されるとともに、「学部教務委員会」がFD活動に係る審議機関となった。これに伴い、「FD・SD推進室」と密に連携し、FD活動の一環として教育内容及び教育方法の改善に係る施策について検討を進めた。その結果として、年度末に開催する「教職員全体会議」で、「授業改善アンケート」において学生評価の高い授業科目における取組事例を全学的に共有すること及び「授業改善アンケート」から把握された優先度の高い課題をテーマとしてFD研修を実施することを計画した。しかしながら、令和7(2025)年度に専任教員体制の大幅な変更が予定されていることに伴い、「教職員全体会議」の運営方法・内容の見直しが行われ、「教職員全体会議」内での実施が困難となったことから実現には至らなかった。

8-5. 教員・職員

課題：専門職大学に相応しい教育研究の成果を指標化して提示すること。

教育に係る指標としては「成績評価、GPA、卒業率、就職率」など、研究成果の指標としては「論文発表数、学術雑誌や国際会議等での発表数」や「研究資金獲得額、研究プロジェクトへの外部資金獲得額」など、社会的成果に係る指標としては「卒業生の社会貢献、地域連携活動」などが想定されるが、現在、IR活動を起点とした内部質保証体制及び情報の公表に係る体系的な体制構築の途上であり、令和7(2025)年度に向けて、準備中である。

課題：情報経営イノベーション学部教員とイノベーションマネジメント局事務職員の役割分担を明確にし、連携を高めること。

令和6(2024)年9月の「教職員全体会議」にて、「副学長」から完成年度を迎え、改めて「『変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する』ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践

的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。」と定めている「大学の使命、目的」が共有され、これら大学の使命、目的達成に向け、現状の多数の課題も共有された。

引き続き、大学の使命・目的の達成に向け、「教職員全体会議」等での意識合わせを行い、協働意識を醸成していく。

なお、教員と事務職員との明確な役割分担については、明確となっていないため、課題と言える。

課題：学生及び教職員が相談しやすいコンプライアンス体制となるよう、現在のコンプライアンス体制を検証すること。

本学では、ハラスメントの防止や個人情報保護に関する事項を審議する「コンプライアンス委員会」を置いている。

この「コンプライアンス委員会」で、学生からのハラスメント相談に関する体制のあり方について審議を行い、ハラスメント防止研修や相談先体制周知などの強化をすることとした（令和5(2023)年5月30日開催「コンプライアンス委員会」）。

この委員会決定を受け、教職員については、令和5(2023)年9月20日開催の教職員全員が参加する「教職員全体会議」でハラスメント防止研修を行い、学生については、令和6(2024)年度に向けたオリエンテーションの中で相談先の周知などを行った。

また、ハラスメント相談員の選出についても審議がなされ、より相談のしやすい体制とするための人員見直しを行った（令和6(2024)年3月15日開催「コンプライアンス委員会」承認）。

8-6. 経営・管理と財務

課題：「大学運営会議」の機能を高めるため、学長及び副学長と、イノベーションマネジメント局との連携を強化すること。

「大学運営会議」は、「経営に係る運営に関する重要事項を審議する委員会」であり、「大学全体のとて内部質保証に責任を負う委員会」と位置づけられることが明確に確認された。（令和6(2024)年4月10日開催「大学運営会議」承認、令和6(2024)年4月17日開催「学部教授会」承認、令和6(2024)年4月29日「学長」決定）。

「大学全体」の内部質保証に「責任を負う」とことと「大学経営」の「重要事項」を審議することが、規定上、明確になった理由により、構成員を少人数にし、今まで以上に深く議論ができるようにした（正確には、規程改正前の令和6(2024)年3月から「少人数」での審議としている）。くわえて、法人からも「理事長」をはじめ、4名の理事が、オブザーバー的観点を有した、構成員以外の出席者として陪席するようにした。これにより、大学内の連携だけでなく法人とも連携し、迅速かつ深い議論ができるようになった。

構成員：学長、副学長、学部長、イノベーションマネジメント局局长、各ユニット長
オブザーバー：理事長、常務理事、財務担当理事、人事担当理事、経営企画室担当理事

また、「イノベーションマネジメント局」の事務組織及び事務分掌についても、大学運営上、支障のないよう、規程を整理し、改正した（令和6(2024)年4月1日施行）。さらに、令和7(2025)年度からは「イノベーションマネジメント局」を「事務局」とし、ユニット体

制を「部」の体制と再編した。これにより、ユニットごとの役割が明確になった。

しかしながら、重要事項を審議する「大学運営会議」の機能を高めるための「学長」と「副学長」の連携と施策の実務執行に関わる「事務局」による事務運営支援については、十分に「強化」されたとまでは言えない状況にあり、意思決定と施策の執行がスムーズに行われるよう、次年度に向けて、大幅に大学組織を変更することが決定している。

課題：学生の要望を確認し、より良い「iUコモンルーム」を運営すること。

令和6(2024)年4月に「iUコモンルーム」の一部に、「iU esportsプロジェクト」の一環として、e-スポーツ設備を整備した。

これらは、教員と学生がプロジェクト運営を行うことの他に、次年度からの教育課程改編を念頭に整備している。

なお「iUコモンルーム」は、自習やグループディスカッション等で自由に利用できる学生自習室としての機能を有しており、「学部学生委員会」による「学生面談」（実施は「イノベーションマネジャー」）の結果に基づくと、「iUコモンルーム」の運用に関して、プロジェクトでの使用と学生自習室としての使用のバランスについて一部学生から疑問の声がある。

授業外学修時間の確保の観点での学修スペースの確保の必要性も含めて、その在り方についての再検討の余地を残している。

